

第四計画期間に関する運用説明会資料



- | | |
|----------------------------|--------|
| 1. 第四計画期間の主な改正事項等 | スライド2 |
| 2. 「地球温暖化対策計画書」の作成方法 | スライド19 |
| 3. 「特定温室効果ガス排出量算定報告書」の作成方法 | スライド32 |
| 4. その他書類の作成方法 | スライド58 |
| 5. オンライン機能の拡大 | スライド66 |
| 6. 御質問等をお寄せいただく場合の方法等 | スライド72 |

1. 第四計画期間の主な改正事項等

1-1. 主な改正事項の一覧

- 2030年カーボンハーフ実現に向けて、「更なる省エネの深掘り」と「再エネ利用拡大」により削減を推進するため、**削減義務率を27%から50%へ変更**
- 需要側からのCO2削減に加え、供給側の再エネ導入等によるCO2削減をより 効果的かつ、実態に合うものにするため、**電気・熱・都市ガスの排出量算定に使用する排出係数を「実排出係数」へ変更**
- **オンサイト・オフサイト再エネ、再エネ由来の証書によるCO2削減効果を排出量削減へ反映できる仕組みへ変更**

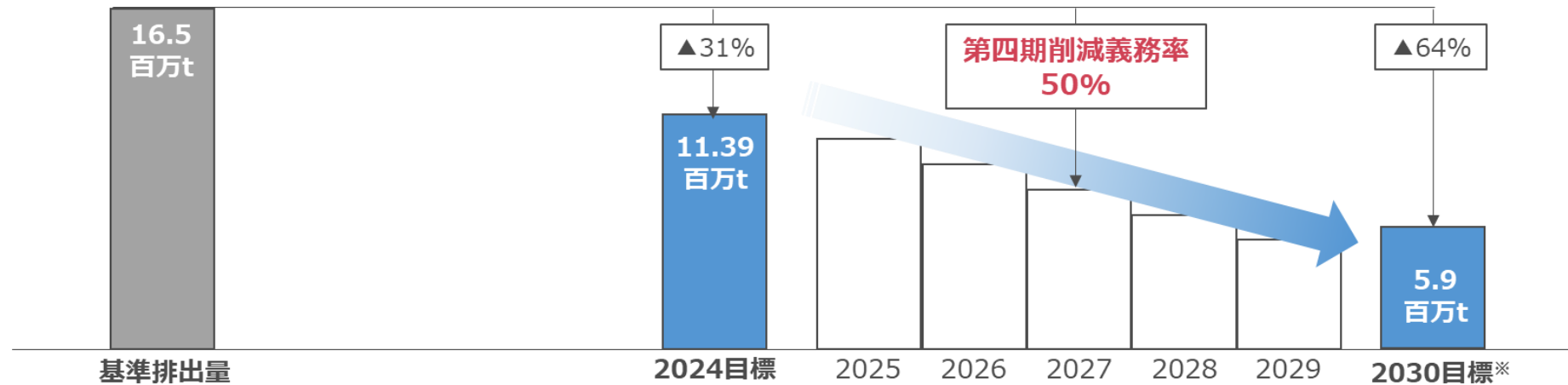
	第三計画期間	第四計画期間
削減義務率	27% 又は 25%	2030年目標を前提に 50% 又は 48% に設定
電気・熱・都市ガスの排出係数※	固定係数 (電気：0.489 t-CO2/千kWh 熱：0.060 t-CO2/GJ)	実排出係数 (事業所に実際に供給されている電気・熱・都市ガスの排出係数)
再エネ利用の拡大	自らの事業所内に設置した再エネ設備で発電・製造した電気・熱を自家消費した場合は 排出量ゼロ	自らの事業所内に設置した再エネ設備で発電・製造した電気・熱を自家消費した場合に加え、 事業所外から調達した再エネ電気・熱 （オフサイトPPA等）も 排出量ゼロ
	—	再エネ由来証書 によるCO2削減効果を年度排出量に反映
超過削減量の算定	省エネ対策の実績に応じて創出 (一部、低炭素電力・熱の削減効果含む)	省エネ対策・ 再エネ利用(オンサイト・オフサイト)の実績 に応じて創出

※基準排出量の算定は引き続き固定係数を使用し、2025年度以降の年度排出量の算定は実排出係数を使用

1-2. 削減義務率

● 削減義務率の変更

- 大規模事業所の目標排出量からのバックキャスティングを前提に、省エネ対策に加え、再エネ設備の導入や再エネ電気調達等による削減余地及び新規参入・廃止事業所等における排出量相当分を考慮して、「50%」（計画期間の平均値を算出）とする。



区 分			第三計画期間	第四計画期間
I	I - 1	オフィスビル等※1	27%	50%
	I - 2	オフィスビル等のうち他人から供給された熱に係るエネルギーを多く利用している事業所※2	25%	48%
II		工場等※3	25%	48%

※1 オフィスビル、商業施設、宿泊施設等と熱供給事業所（区分I - 2に該当するものを除く）

※2 事業所の全エネルギー使用量に占める地域冷暖房等から供給されるエネルギーの割合が20%以上のもの

※3 工場、上下水施設、廃棄物処理施設など区分I - 1、区分I - 2以外の事業所

1-2. 削減義務率

● 削減義務率の推移（新規参入事業所の削減義務率）

- 第四計画期間からの新規事業所は、経過措置として**第四計画期間の4年度目までは31%（区分Ⅰ） / 29%（区分Ⅱ）を適用し、5年度目は削減義務率41%/39%を適用**
- 第三計画期間途中からの新規事業所の第四計画期間の削減義務率は、**義務開始5年度目までは31%/29%を適用し、それ以降は41%/39%を適用**

計画期間		第一計画期間					第二計画期間					第三計画期間					第四計画期間				
年度		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
既存事業所		8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%
新規事業所	第一計画期間の途中からの新規参入事業所	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%
		指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	41% / 39%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%
		指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	41% / 39%	41% / 39%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%
		指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	27% / 25%	27% / 25%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	50% / 48%	50% / 48%
	第二計画期間の途中からの新規参入事業所		指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%
				指定	指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%
					指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%
						指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%
	第三計画期間の途中からの新規参入事業所							指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%
									指定	指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	31% / 29%	31% / 29%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%
										指定	指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	31% / 29%	31% / 29%	31% / 29%	41% / 39%	41% / 39%
											指定	指定	指定	指定	8% / 6%	17% / 15%	31% / 29%	31% / 29%	31% / 29%	41% / 39%	41% / 39%
	第四計画期間の途中からの新規参入事業所													指定	指定	指定	31% / 29%	31% / 29%	31% / 29%	31% / 29%	41% / 39%
															指定	指定	指定	31% / 29%	31% / 29%	31% / 29%	41% / 39%
																指定	指定	指定	31% / 29%	31% / 29%	41% / 39%
																	指定	指定	指定	31% / 29%	41% / 39%

経過措置

1-2. 削減義務率

● 削減義務率の緩和措置

- 以下の要件に該当する事業所は、削減義務率を一定量緩和することが可能

【人の生命又は身体の安全確保に特に不可欠な医療施設について】

- 医療施設は一定の省エネ余地はあるが、第三期から第四期にわたる激変緩和措置として、第三計画期間と同様、**削減義務率を2%減少**（削減義務率50%/48%の特定地球温暖化対策事業所が対象）

【電化率20%未満の事業所※について】

- 第四計画期間に限り、**電気の原油換算エネルギー使用量の算定期間の平均値が事業所全体の20%未満**である事業所の**削減義務率を3%減少**（削減義務率に関わらず全ての特定地球温暖化対策事業所が対象）

※ 設備の電化が困難な理由及び設備更新計画等の提出が必要

対象事業所	20%未満を確認する算定期間※と申請時期
第四計画期間の 前年度（2024年度）までに特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所	2022年度から2024年度の3か年度 2025年度に、第三計画期間の最終年度（2024年度）の排出量実績を報告する地球温暖化対策計画書と合わせて申請
第四計画期間中に 新たに特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所	- 基準年度の3か年度 - 基準排出量決定申請書と合わせて申請

※ 算定期間に緩和対象要件を満たさない場合、第四計画期間中に電気使用割合が20%未満となったとしても緩和措置を受けることはできない。

1-2. 削減義務率

《燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める電気使用の割合が20%未満である事業所に対する削減義務率の緩和措置に係る確認書》

- 第四計画期間の前年度（2024年度）までに特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所は、**令和7年度（2025年度）の地球温暖化対策計画書と合わせて提出が必要（遅延不可）**
- 対象条件としては
 - ① **2022年度から2024年度の3か年度の電気の原油換算エネルギー使用量の期間平均値が事業所全体の20%未満であること**
 - ② **設備更新計画及び設備の電化が困難な理由**の提出（記入）

※ 第四計画期間中に、電気使用の割合が20%以上となった場合でも削減緩和措置は継続する。また、同様に第四計画期間中に、電気使用の割合が20%未満となった場合でも緩和措置は適用されない。

※設備の電化が困難な理由が適切でない場合、電気使用の割合が20%未満であっても緩和措置が適用されない場合がある。

燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める電気使用の割合が20%未満である事業所に対する削減義務率の緩和措置に係る確認書

指定番号		事業所の名称	
------	--	--------	--

1 緩和措置の要件確認

要件確認の年度		年度		年度		年度
排出量が標準的でない年度						
原油換算エネルギー使用量		KL		KL		KL
電気使用量		千kWh		千kWh		千kWh
		KL		KL		KL
原油換算エネルギー使用量に占める電気使用の割合		%		%		%
						%

2 設備の電化が困難な理由及び設備更新計画等の概要

設備の電化が困難な理由	
設備更新計画等の概要	

3 添付する書類

	△別紙（ ）のとおりに
	△別紙（ ）のとおりに
	△別紙（ ）のとおりに

1-3. 電気・熱・都市ガスの排出係数

●実排出係数の算定について



電気

- 小売電気事業者は「エネルギー環境計画書制度」にて公表された係数を使用
- 小売電気事業者以外は、キャップ&トレード制度における「電気・熱・都市ガスの排出係数等報告の仕組み」にて報告された係数を使用



都市ガス

- 当該年度の国のSHK制度※において使用される係数を使用

※「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」（SHK制度）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、温室効果ガスを一定量以上排出する事業者は、自らの排出量の算定と国への報告を義務付け、報告された情報を国が公表する制度。



熱

- 「地域における脱炭素化に関する計画制度」に提出された情報を基に、都が算定した係数を使用

算定された係数は以下URLにて随時公表予定

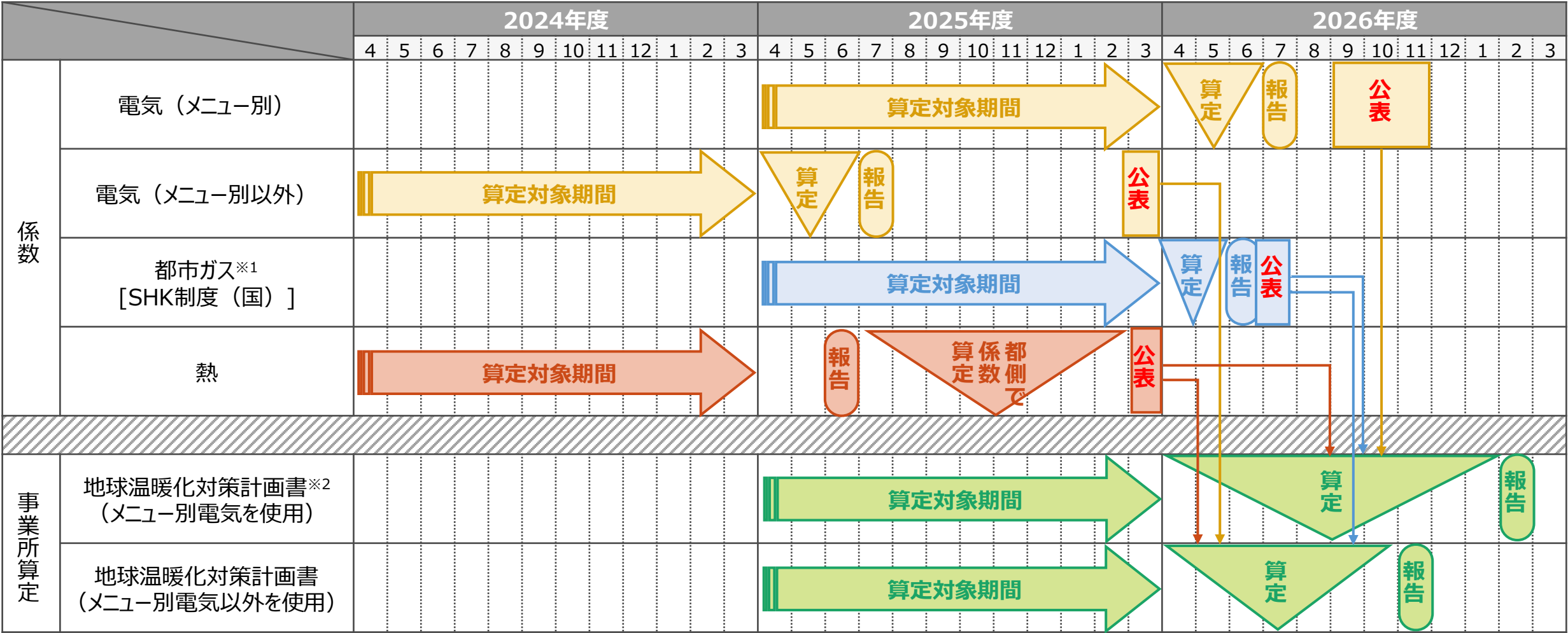
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/keisuuhoukoku/

- ・ 上記は原則であり、いずれの場合においても「電気・熱・都市ガスの排出係数等報告の仕組み」や事業所による自己算定※による係数を使用することは可能

※自己算定の場合は、第三者検証対象となる。

1-3. 電気・熱・都市ガスの排出係数

● 実排出係数の算定・公表スケジュール（キャップ&トレード制度における2025年度実績の報告）



※1「ガス事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算定及び公表について（令和6年3月25日）」を基に都作成
 ※2メニュー別電気を使用している場合は、事前に都にご連絡いただくことを予定

1-4. 再エネ利用の拡大

●再エネの利用について

オンサイト再エネ

- 実態に即した正確な排出量を算定する観点から、第三計画期間まで実施していた再エネ自家消費による削減効果（1.5倍換算のインセンティブ）は廃止
- 再エネ自家消費した電気又は熱については、第三計画期間同様に排出量0として取り扱う

オフサイト再エネ （自己託送・PPA契約）

- 事業所外に設置された再エネ設備由来の電気及び熱を当該事業所内で自家消費した場合、排出量0として取り扱う

小売電気事業者等 から購入する再エネ

- 電気・熱の排出係数は「実排出係数」に移行するため、対象事業所が選択した電力・熱の排出係数を事業所の排出量算定に直接反映
- 第三計画期間の低炭素電力・低炭素熱供給事業者の認定制度は廃止

再エネ証書※

- 制度対象事業所が調達する再エネ由来の証書（グリーン電力・熱証書及び非化石証書（「FIT非化石証書」及び「非FIT非化石証書（再エネ指定）」に限定））によるCO2削減効果を特定し、事業所の排出量算定において、その量を控除

※バイオマスについては、持続可能性が担保されていることが確認できる燃料由来の電気・熱を使用した場合に限り対象

●バイオマスの持続可能性について

- バイオマス燃料は、燃焼時に発生する温室効果ガス排出がカーボンニュートラルになると整理されているが、バイオマス燃料の原料生産、加工、運搬などの燃焼までの過程でも温室効果ガスが発生している。バイオマス燃料の利用にあたっては、利用されるバイオマス資源が十分に再生可能であり、過度な消費や枯渇を招かないようにすること、この原料生産から最終的な燃料利用に至るまでの温室効果ガス排出量の総量が最小限に抑えることが重要となる。
- 他の再生可能エネルギーと違い、発電等には燃料が必要となることから、バイオマスによる安定的かつ効率的な発電等が可能となるよう、バイオマス資源の安定的な確保や調達も重要視されている。
- このため、**バイオマス燃料で発電した電気又は熱を自家消費した量のうち、持続可能性（ライフサイクルGHGの最小化や資源の安定的な確保や調達）が担保されていることが確認された燃料で発電した電気又は熱以外は、環境価値がない電気又は熱として、次の式により排出量を算定し、特定温室効果ガス排出量の算定に含める**ものとする。
- **持続可能性の確認方法は、資源エネルギー庁が公表する「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」に準ずる。**

（電気）

特定温室効果ガス排出量[t-CO₂] =

バイオマス燃料で発電した電気の自家消費量のうち、持続可能性が担保されていることが確認されたバイオマス燃料以外で発電した量[千kWh]
× 電気の都内平均排出係数

（熱）

特定温室効果ガス排出量[t-CO₂] =

バイオマス燃料で製造した熱の自家消費量のうち、持続可能性が担保されていることが確認されたバイオマス燃料以外で製造した量[GJ]
× 熱の都内平均排出係数

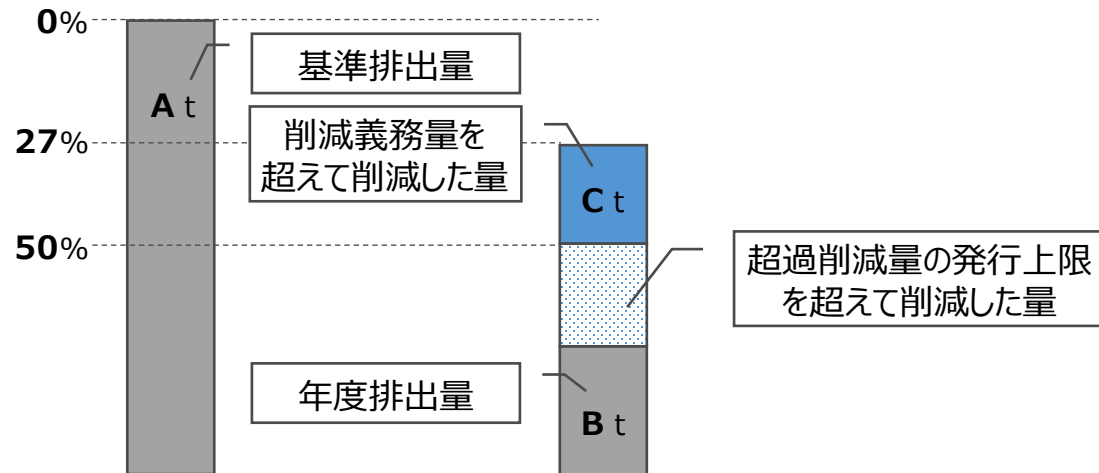
1-5. 超過削減量の算定

● 超過削減量創出方法の変更

- 省エネ対策・再エネ利用（オンサイト・オフサイト）を促すため、これらの実績に応じて超過削減量が創出される仕組みを新たに設定
- 超過削減量は特定温室効果ガス排出量算定報告書内で全て自動算定

▶ 第三計画期間

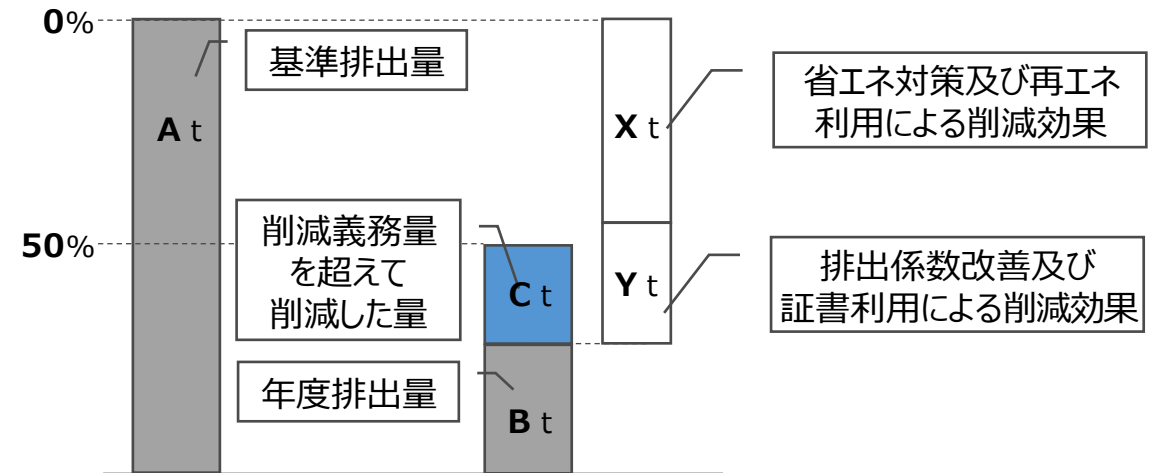
基準排出量から年度排出量を減じて得た量（基準排出量の50%上限）のうち、各年度の削減義務量を超過した量をクレジットとして発行



C_t を超過削減量として創出
(基準排出量 $\times$ (50%-削減義務率) [t] が上限量)

▶ 第四計画期間

基準排出量から年度排出量を減じて得た量のうち、削減義務量を超過して削減した量に占める省エネ対策及び再エネ利用（オンサイト・オフサイト）による削減相当量（基準排出量の65%を上限）をクレジットとして発行



$C_t \times (X / X+Y)$ [%] を超過削減量として創出
(基準排出量 $\times$ (65%-削減義務率) [t] が上限量)

- ※ バーチャルPPA由来の非化石証書は再エネ利用による削減相当量（X%）に含める。
- ※ 大規模水力発電（3万kW以上）由来の電力は再エネ利用による削減相当量（X%）に含めない。

1-5. 超過削減量の算定

● 超過削減量の算定イメージ (簡易な計算イメージであり、正確な値は様式内で自動算定される。)

①	基準排出量	10,000 t	仮値	
②	削減義務率	50%		
③	削減義務量	5,000 t	基準排出量×削減義務率	①×②
④	超過削減量発行上限量	1,500 t	基準排出量×(65%-削減義務率)	①×(65%-②)
⑤	年度排出量	2,650 t		⑥+⑩-⑪
⑥	電気	1,050 t	電気使用量×電気の排出係数	⑦×⑧
⑦	使用量	3,000 千kWh	仮値	
⑧	使用電気の排出係数	0.350 t-CO2/千kWh	仮値	
⑨	固定係数 (第3計画期間の係数)	0.489 t-CO2/千kWh		
⑩	都市ガス	2,000 t	仮値	
⑪	非化石証書	400 t	充当量×都内平均排出係数	⑫×⑬
⑫	充当量	1,000 千kWh	仮値	
⑬	都内平均排出係数※1	0.400 t-CO2/千kWh	仮値	
⑭	削減量	7,350 t	基準排出量-年度排出量	①-⑤
⑮	削減義務量を超えて削減した量	2,350 t	削減量-削減義務量	⑭-③
⑯	係数改善及び証書削減効果(Y)※2	817 t	他人から供給された電気・熱等の係数差による削減量+証書充当量	{⑦×(⑨-⑧)}+⑪
⑰	省エネ及び再エネ削減効果(X)	6,533 t	削減量-係数改善及び証書削減効果(Y)	⑭-⑯
⑱	Xの割合	89 %	省エネ及び再エネ削減効果(X)÷削減量	⑰÷⑭
⑲	超過削減量	1,500 t※3	削減義務量を超えて削減した量×Xの割合か超過削減量発行上限量の小さい方	min(⑮×⑱,④)

※1 上記試算では省いているが、厳密には都市ガスや熱等についても、電気と同様に係数差による削減効果の計算を行う

※2 超過削減量約2,090tと算定されるが、発行上限量を超えているため、最終的には1,500tとなる

1-6. ダッシュボードによる新たな公表方法について

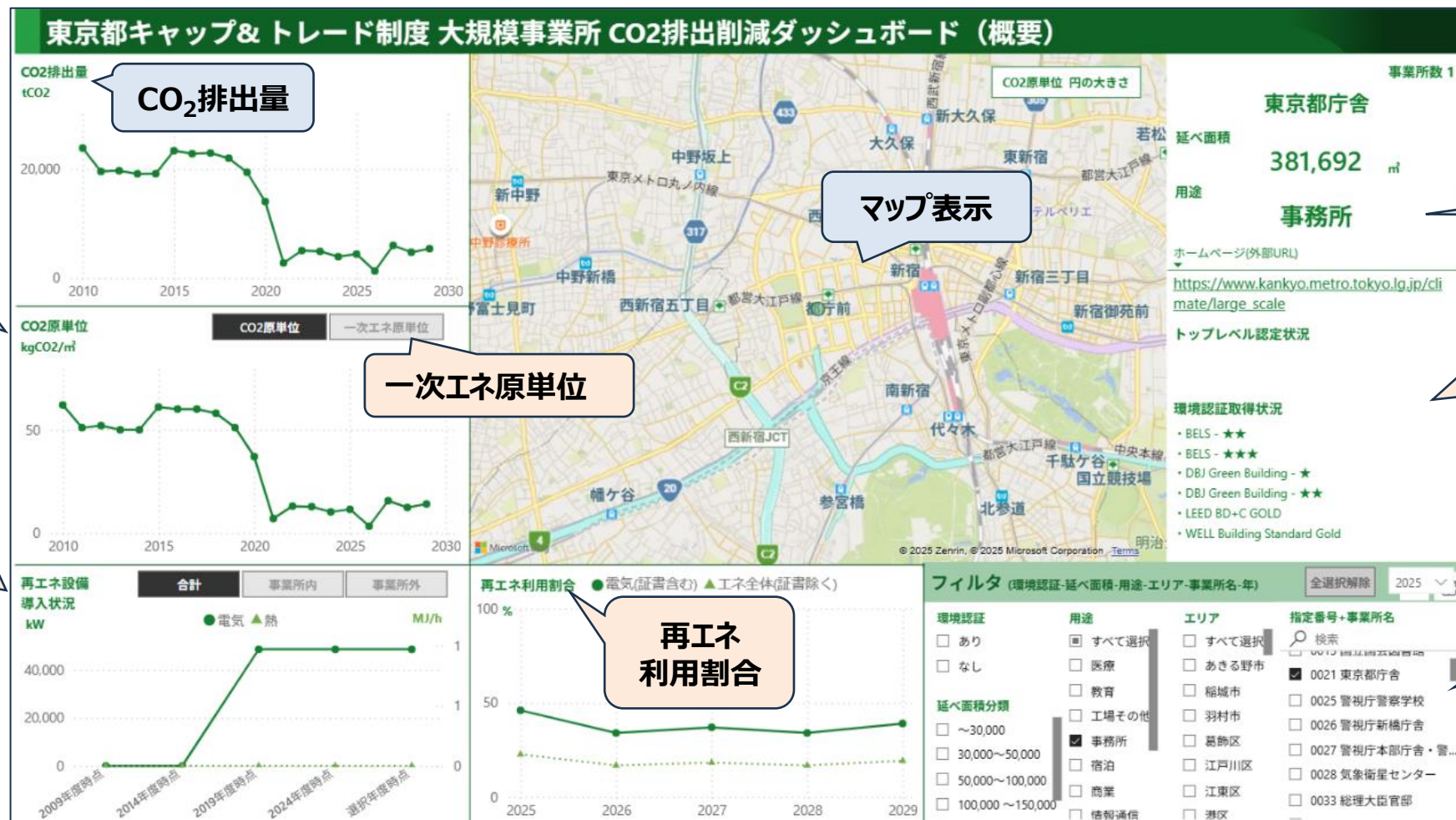
- 排出量削減に積極的に取り組む事業所を後押しし、投資家、金融機関、取引先等からの評価につなげるため、事業者から報告された排出量等のデータをグラフやマップ等を使って可視化し公表

✓ 地図情報やグラフ化により事業所のCO₂排出量等を視覚化

公表画面
イメージ

CO₂原単位

再エネ設備
導入状況



凡例

- 2026年度から公表
- 2025年度から公表

基本情報

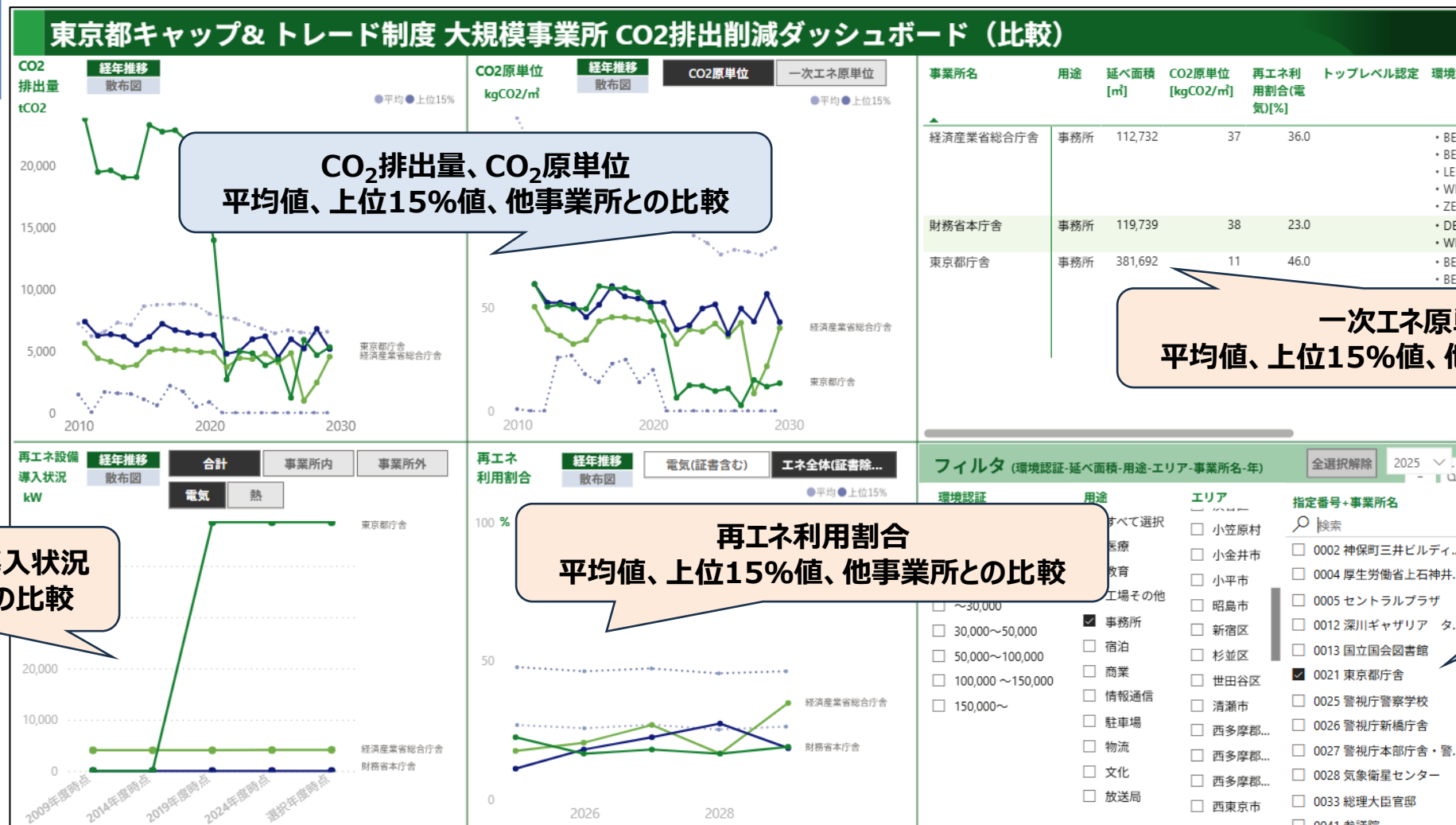
環境認証
取得状況

フィルタ表示

1-6. ダッシュボードによる新たな公表方法について

- ✓ 同じ用途の事業所のCO₂排出原単位や上位15%等との比較を表示

公表画面
イメージ



凡例

- 2026年度から公表
- 2025年度から公表

再エネ設備導入状況
他事業所との比較

CO₂排出量、CO₂原単位
平均値、上位15%値、他事業所との比較

一次エネ原単位
平均値、上位15%値、他事業所との比較

再エネ利用割合
平均値、上位15%値、他事業所との比較

フィルタ表示

- 国のGX-ETS制度は、2026年度からCO2の直接排出量（Scope1）の削減を義務化
- 改正GX推進法では、**条例に基づく国制度対象事業者に対する排出量削減の取組について限定列举**

改正GX推進法における「条例との関係」に関する規定

第76条 この法律の規定は、地方公共団体が脱炭素成長型投資事業者(※)に対し、次に掲げる事項に関し**条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。**

- 一 事業活動に伴う二酸化炭素の排出量の**実績の報告**に関する事項
- 二 事業活動に伴う**他人から供給された電気又は熱を使用する場合における当該電気又は熱の供給に係る二酸化炭素の排出**に関する事項

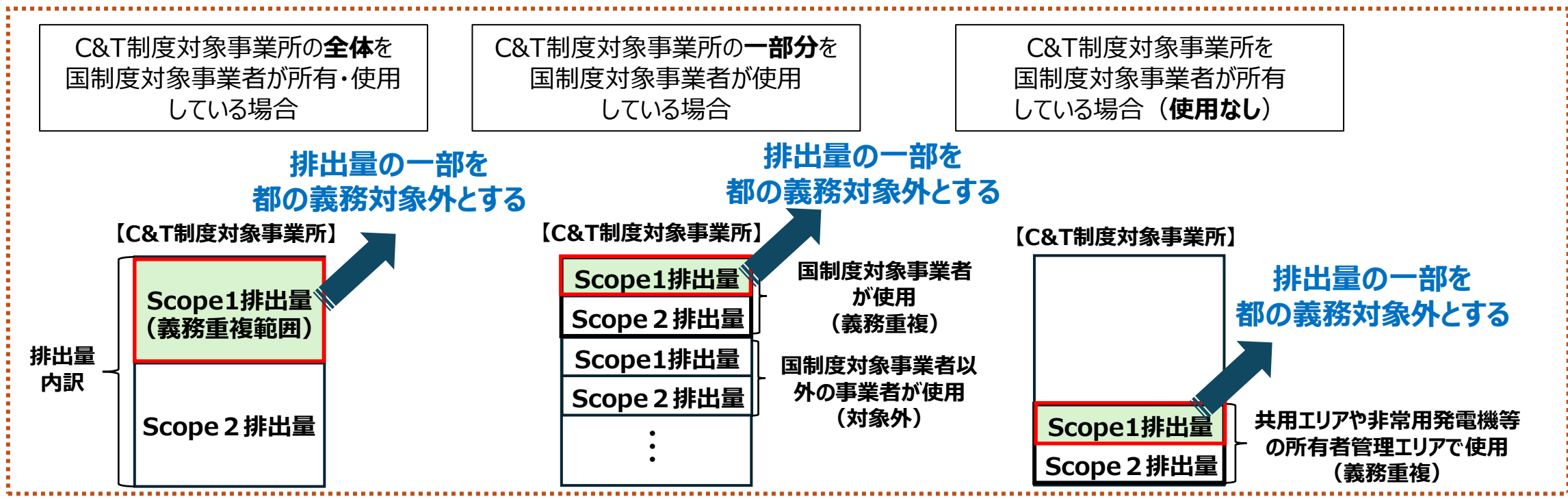
※脱炭素成長型投資事業者…国の排出量取引制度の対象事業者

- 条例に基づく、国制度対象事業者のCO2排出に関する目標や計画の策定・報告は可能
- 条例に基づく、国制度対象事業者の**CO2の直接排出量（Scope1）への規制は法律に抵触する可能性が高い**

- 国制度対象事業者が含まれる可能性の高い事業所は約100事業所（約30事業者）
- 上記の事業所のうち、国制度対象事業者のScope1排出量が一部含まれる事業所（事務所・商業施設等）が多い

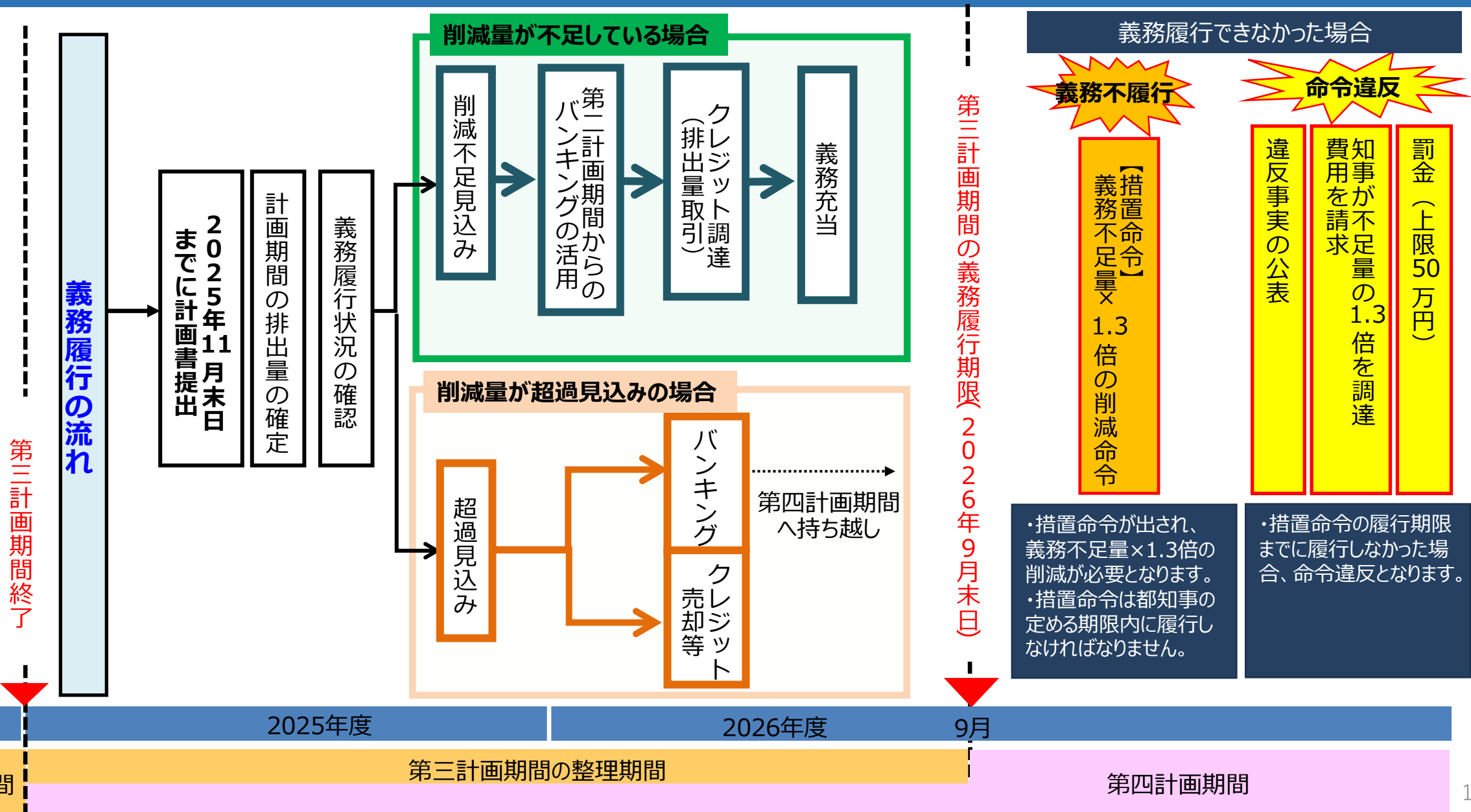
(3) 国制度対象事業者のScope1排出量を削減義務対象外とする方法 (調整案①)

- 国制度対象事業者のScope1排出量を、都のC&T制度の削減義務対象外としてはどうか
- 上記以外の直接排出量 (Scope1) と間接排出量 (Scope2) は、引き続き都C&T制度の削減義務対象とする
- 事業所における排出量削減の取組評価や都内の総量削減の状況を把握するため、都の削減義務対象外となる排出量を含め、引き続き、事業所全体の排出量報告 (地球温暖化対策計画書の提出) を求める



※義務対象外とする排出量 (国制度対象事業者のScope1排出量) については、検証を不要とすることができる。

1-8. 義務履行の流れ



2.「地球温暖化対策計画書」の作成方法

- ※ これ以降のスライドで説明する内容は、2026年度以降に提出する新様式に関するものです。
今年度11月に提出する様式は改正前のものとなりますのでご注意ください。
また、GX-ETSへの対応等に伴い、様式や記入方法が変更される場合がありますので、ご承知おきください。

2-1. 地球温暖化対策計画書 その1シート

(2) 指定地球温暖化対策事業所の概要

事業所の名称			東京〇〇ビル									
事業所の所在地			東京都新宿区西新宿二丁目8番1号									
業種等	事業の業種	分類番号	K69	K_不動産業_物品賃貸業			不動産賃貸業・管理業					
		産業分類名	不動産賃貸業・管理業									
	事業所の種類	主たる用途	事務所									
		建物の延べ面積 (熱供給事業所にあつては熱供給先面積)		前年度末		135,000.00	m ²	基準年度		115,000.00	m ²	
		用途別内訳	事務所		前年度末		118,324.00	m ²	基準年度		110,000.00	m ²
			情報通信		前年度末			m ²	基準年度			m ²
			放送局		前年度末			m ²	基準年度			m ²
			商業		前年度末		7,565.00	m ²	基準年度			m ²
			宿泊		前年度末			m ²	基準年度			m ²
			教育		前年度末			m ²	基準年度			m ²
			医療		前年度末			m ²	基準年度			m ²
			文化		前年度末			m ²	基準年度			m ²
			物流		前年度末			m ²	基準年度			m ²
駐車場			前年度末		9,111.00	m ²	基準年度		5,000.00	m ²		
工場その他上記以外		前年度末			m ²	基準年度			m ²			
事業の概要			不動産の賃貸及びビル管理として新宿〇〇ビルを管理している。 新宿〇〇ビルの概要 1990年しゅん工 地上50階、地下4階、12000人が就業 地上50階と地下1階は飲食店街、地下2階、3階は駐車場、それ以外は事務所である。									
敷地面積			10,000.00								m ²	
東京都建築物環境計画書制度における建物番号			●	建物番号あり	999999		○	建物番号なし	—			

- 東京都建築物環境計画書制度における建物番号を記載する欄を新たに設定。
- 建築時に建築物環境計画書制度の対象となっている場合は、制度で付与された建物番号（6桁の数値※）を記入

※建物番号は東京都の建築物環境計画書制度システムの公表ページで検索可能
(<https://green-building-pgm.metro.tokyo.lg.jp/KSA00101>)



2-2 地球温暖化対策計画書 その2シート

(3) 担当部署

計 画 の 担 当 部 署 名 称	株式会社 東京〇〇 運営企画部企画グループ
公 表 の 担 当 部 署 名 称	株式会社 東京〇〇 総務部広報課 環境広報担当

- 担当部署欄から電話番号の欄を削除

(4) 地球温暖化対策計画書の公表方法

公表方法	ホームページで公表	アドレス :	http://www.△△△.co.jp
	窓 口 で 閲 覧	閲覧場所 :	株式会社 東京〇〇 総務部広報課
		所在地 :	東京都千代田区□□町一丁目1番1号
		連絡先 :	03-5321-〇〇〇〇
		閲覧可能時間 :	9:00から16:30 (土曜、祝日、年末年始は除く)
	冊 子	冊子名 :	新宿〇〇ビル「環境レポート第〇〇号」
		入手方法 :	ホームページに掲載
その他	そ の 他	アドレス :	

- 「窓口で閲覧」の情報に電話番号の欄を追加
- 公表方法として「窓口で閲覧」を選択した場合は、閲覧希望者からの問い合わせに対応する部署等の電話番号を記載

(5) 指定年度等

指定地球温暖化対策事業所	2009	年度	事業所の使用開始年月日	2007	年	2	月	8	日
特定地球温暖化対策事業所	2009	年度							

2 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

当社は、日頃より環境配慮の積極的な取り組みを進めている。
その中で、以下の点を重視して地球温暖化対策に取り組む。

- 1、事務所での省エネの継続的な取組
- 2、社員、入居テナントに対する環境意識向上のための啓発活動
- 3、高効率機器への更新

2-3. 地球温暖化対策計画書 その3シート

4 温室効果ガス排出量の削減目標（自動車に係るものを除く。）

(1) 現在の削減計画期間の削減目標

計 画 期 間	2025 年度から		2029 年度まで			
削 減 目 標	特 定 温 室 効 果 ガ ス	高効率設備への更新を行うとともに太陽光パネルの導入や低炭素な電力メニュー契などの再エネ利用の拡大や、入居テナントと一体となって運用対策を実施することにより、総量削減義務（50%見込み）の削減を目指す。				
	特 定 温 室 効 果 ガ ス 以 外 の 温 室 効 果 ガ ス	節水型の水洗便器や節水コマの使用しており、トイレ等の節水対策を実施する。入居テナントに対しても節水を呼びかけ、水道の使用量を計画期間中に2%以上削減することを目標とする。				
削 減 義 務 の 概 要	基 準 排 出 量	12,000	t（二酸化炭素換算）/年	削 減 の 義 務 区 分	I - 1	
	排 出 上 限 量 (削減義務期間合計)	30,000	t（二酸化炭素換算）	平 均 削 減 率 義 務	50%	

(2) 2030年度以降の削減目標

期 間	2030 年度から	2035 年度まで	
削 減 目 標	特 定 温 室 効 果 ガ ス	再生可能エネルギーの利用を拡充し、65%以上の削減を達成することを目標とする。	
	特 定 温 室 効 果 ガ ス 以 外 の 温 室 効 果 ガ ス	引き続き節水を行うことで、その他ガスを現状の2%以上削減した状態を維持する。	

5 温室効果ガス排出量（自動車に係るものを除く。）

(1) 温室効果ガス排出量の推移

単位：t（二酸化炭素換算）

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
特定温室効果ガス	500				

(2) 非化石燃料の利用状況（再生可能エネルギーを除く。）

事業所内では、非化石燃料（水素、アンモニアなど）を使用していない。

- 2030年度以降の特定温室効果ガス（エネルギー起源CO2）と特定温室効果ガス以外の温室効果ガスの削減目標を記入する欄を設定
- 目標年度は任意に変更可能

- 水素・アンモニアなどの非化石燃料の使用状況を記入する欄を設定
- 「その他ガス排出量算定報告書」参考に記載（使用していない場合もその旨記載）

2-4. 地球温暖化対策計画書 その4シート

6 総量削減義務に係る状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1) 基準排出量の算定方法

☒	過去の実績排出量の平均値	
☐	排出標準原単位を用いる方法	
☐	その他	算定方法：（ ）

- 過去の実績排出量の平均値について、算定に使用した基準年度の記載欄を削除

(2) 基準排出量の変更

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
変更年度					

(3) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	I - 1
----------	-------

(4) 削減義務期間

2025 年度から	2029 年度まで
-----------	-----------

(5) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
極めて優れた事業所への認定					
特に優れた事業所への認定	○	○	○	○	○
優れた事業所への認定					
削減義務率減少の有無	○	○	○	○	○

- 新たなトップレベル認定区分に合わせて記載欄を変更（認定区分を2つから3つに変更）
- トップレベル事業所のうち、義務率減少措置を申請し、都に承認された事業所は、「削減義務率減少の有無」の欄に「○」を記入※

※「極めて優れた事業所の認定」を取得している事業所については、義務率減少の措置が適用されないため記入できません。

2-4. 地球温暖化対策計画書 その4シート ～続き～

(6) 年度ごとの状況 単位：t（二酸化炭素換算）

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	削減義務 期間合計
決定 及び 予定の 量	基準排出量 (A)	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	60,000
	削減義務率 (B = a-b-c)	27%	30%	30%	30%	30%	
	区分別削減義務率 (a)	50 %	50 %	50 %	50 %	50 %	
	医療施設への緩和 2% (b)	○					
	電化率20%未満事業 所への緩和 3% (c)	○					
	排出上限量 (C = Σ A-D)						42,360
	削減義務量 (D = Σ (A × B))						17,640
実績	特定温室効果 ガス排出量 (E)	6,500					6,500
	排出削減量 (F = A - E)	5,500					5,500

- 削減義務率の緩和措置の状況が確認できるように削減義務率欄を変更
- 自動で緩和措置後の削減義務率が表示される

- 医療施設に対する削減義務率の緩和措置の要件を満たす事業所や、燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める電気使用割合が20%未満である事業所はプルダウンから「○」を選択

(7) 前年度と比較したときの特定温室効果ガスの排出量に係る増減要因の分析

増減要因	☒ 削減対策	☐ 床面積の増減	☐ 用途変更
	☐ 設備の増減	☒ 燃料転換	☐ その他
具体的な増減要因	LED照明への更新や高効率な冷凍機への更新により特定温室効果ガスの排出量が減少した。 排出係数の低い電力の契約や非化石証書を利用して、電気使用に伴う排出量を削減した。		

- 電化等の燃料転換で排出量を削減する事業所を想定して、「燃料転換」の選択肢を追加

※ボイラ・工業炉などの燃料をCO2排出量が低い燃料種へ変更やガス設備を電気設備へ変更した場合に選択

2-5. 地球温暖化対策計画書 その5シート

7. 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	区 分 名 称	対 策 の 名 称	実 施 時 期	備 考
	【特定温室効果ガス排出量の削減の計画及び実施の状況】			
1	照明設備	LED化	2018～	
2	空調・換気設備	クールビズの推奨	2009～	
3	熱源・熱搬送設備、冷却設備	蒸気トラップ	2015～	
4	空調・換気設備	温度管理	2018～	
5	空調・換気設備	空調ポンプのオーバーホール	2018～	
6				
	（再生可能エネルギーの設備導入及び利用の状況）			
71	オンサイト再エネの利用	太陽光		
72	オフサイト再エネの利用	都外の事業所に自己託送		
	【その他ガス排出量の削減の計画及び実施の状況】			
81				
82				
	【排出量取引の計画及び実施の状況】			
91	排出量取引	超過削減量の充当	整理期間	
92				

・ 区分名称を変更（修正事項は以下）

- ・ 区分番号の列を削除
- ・ 区分名称のプルダウンを点検表の記載内容等に合わせて修正

※第三計画期間の地球温暖化対策計画書からコピーして貼付すると誤りが発生する原因となるため、提出前に確認するようにしてください。

2-6. 地球温暖化対策計画書 その6シート

◎新たに追加（第三計画期間までの「8 事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価」は削除）

8 事業所で実施したエネルギー削減対策及び再エネ利用の状況等

(1) 延べ面積当たりエネルギー使用量の推移状況及び前年度と比較したときの増減要因の分析

		2025	年度	2026	年度	2027	年度	2028	年度
延べ面積当たり エネルギー使用量	MJ/m ²	148.1							
延べ面積当たりエネルギー 使用量の増減要因	2024年度の延べ面積当たりエネルギー使用量は「160MJ/m ² 」で7%削減できている。 LED照明への更新や高効率な冷凍機への更新により電気使用量が減少したことが要因である。								

- 延べ床面積当たりのエネルギー使用量と増減要因を記載
- CO2排出量削減だけでなく、省エネ対策を一層促進し、積極的に取り組んだ事業所の評価にもつながるよう、本欄を設定

(2) 再エネの導入・利用に関する取組みに関する基本方針

・太陽光パネル等、再エネ設備を積極的に導入することとする。
・2030年までにはオンサイト再エネだけでなく、オフサイト再エネや低炭素な電気契約等、多様な手段で再エネ導入を図り、再エネ利用率（電気）100%を目指す。

- 再エネ全体の導入に関する目標や長期見通し、導入を優先する再エネ種※などを記載
- ※太陽光（太陽熱）、風力、地熱、水力、バイオマスなど。

(3) 再生可能エネルギー使用状況及び導入目標

	2025 年度の導入状況					2030 年度導入目標			
	種類	規模	(単位)	設置場所	設置年度	種類	規模	(単位)	設置場所
事業所内 (自己設置・ オンサイトPPA等)	太陽光	30	kW		2025年度以降	太陽光	30	kW	
	導入目標年度にも継続して導入されている場合は、目標年度欄にも同様に記載								
事業所外 (オフサイトPPA・ 自己託送等)						太陽光	100	kW	都外
	追加で導入する再エネを記載								

- 事業所で利用している再エネ（オンサイト・オフサイト）の現況と将来の導入計画を記載
- 導入計画の目標年度は、任意に設定することが可能
- (2)の基本方針と整合させて、適切な目標年度を設定

2-6. 地球温暖化対策計画書 その6シート ～続き～

(4) 事業所で使用する電気・熱・都市ガスの排出係数の状況

使用する電気・熱・都市ガスの排出係数			
	排出係数	メニュー契約の有無	
電気	0.35以下	tCO2/千kWh	契約なし
熱		tCO2/GJ	
都市ガス	2.25以下	tCO2/千m ³	契約なし

- 事業所全体で使用している電気・熱・都市ガスの排出係数及びメニュー契約の有無を記載
- 排出係数は、契約している排出係数ではなく、特定温室効果ガス排出量算定報告書で自動算定する事業所全体の排出係数を参照して、プルダウンから該当する排出係数（実際の数値ではなく概算値）を選択

(5) エネルギー使用量に占める再エネ利用割合等

電気使用量に占める割合	30.2	%
熱使用量に占める割合		%
都市ガス使用量に占める割合	0	%
エネルギー使用量全体に占める割合	22.4	%
エネルギー使用量全体に占める割合 （事業所が直接充当した証書を除く）	15.5	%

- 事業所におけるエネルギーごとの再エネ利用割合を記載
- 再エネ利用割合は、特定温室効果ガス算定報告書で自動算定する値を転記
- 再エネ証書以外の手段による再エネ利用量が把握できるよう、再エネ証書を除いた再エネ利用割合も合わせて記載

(6) 上記以外の再エネ利用及びその他の自然界に存する熱の利用状況について

都市ガスについて、ボランタリークレジットでオフセットした都市ガスの利用を検討している。

※再エネや自然熱の利用以外にも、本制度で利用できないクレジット（Jクレジットやボランタリークレジット）の利用状況についてもこの欄に記入することができる。

- オンサイト、オフサイト再エネとして報告する事項以外の再エネや自然熱の利用状況を記載
- ※ヒートポンプでの大気熱利用については、省エネの取組と判断し、その6の2シート（後述）の(6) その他の温室効果ガス排出量削減に寄与する取組について記載すること。

2-7. 地球温暖化対策計画書 その6の2シート

◎ 新たに追加（任意記載項目※一部状況に応じて記載が必要な箇所あり）

9 指定地球温暖化対策事業者の温室効果ガス排出量削減の取組状況

(1) サプライチェーンの温室効果ガス排出量の削減に貢献する取組について

サプライチェーン排出量についてはHPを参照(URL)。
Scope3の排出量では、輸送・配送（カテゴリー4及び9）の排出量が多く削減が課題である。

【他者の自動車を利用することに伴い排出される温室効果ガス排出量の削減に貢献する取組（以下に記載）】

輸送・配送については、他者の自動車を利用しており、排出量が3000 t 程度であり、モーダルシフトを多用している
配送業者を積極的に利用して、排出量削減に努めている。

- ・ サプライチェーン排出量（Scope3）の算定・削減の取組、企業グループ全体の温室効果ガスの排出量について記載
- ・ **他者の自動車の排出量の値や取組内容についても記載（他社の自動車の利用に伴う温室効果ガスを把握し、算定できる場合は要記載）**

(2) 他者の温室効果ガス排出量の削減に貢献する取組について

XX製品は従来品に比較し省エネ型であり、これを使用することにより製品ユーザのエネルギー使用量は、従来型に比較しXX%削減できる。詳細は下記弊社ホームページを参照。

URL xxxx

- ・ 省エネ製品の販売等や廃棄に伴う排出量を削減する取組など、他者の排出量の削減に貢献する取組等について記載

(3) 自らの温室効果ガス吸収等の取組について

所有している森林で、年間1000tCO₂の二酸化炭素を吸収している。
森林については、吸収能力の維持管理のため、定期的に間伐を実施し、適正な森林環境を維持している。

- ・ 自らの森林経営等による温室効果ガス吸収の取組、吸収量及び炭素貯蔵の取組等について記載

2-7. 地球温暖化対策計画書 その6の2シート ～続き～

◎新たに追加（任意記載項目）

(4) 事業所における環境性能評価・認証取得状況について

☒ 取得あり			☐ 取得なし		
認証名	種類	評価段階	認証名	種類	評価段階
BELS	-	★★★★			
ZEB	-	ZEB Oriented			
LEED	ND	GOLD			
CASBEE	ウェルネスオフィス	A			

- 環境性能の取得状況を記載
- 取得状況は、プルダウンで選択（CASBEE、LEED、ZEB、BELS、WELL、DBJ Green Building）するほか、赤枠内に他の評価制度を記載することも可能

(5) 気候変動関連の国際イニシアティブへの取組状況について

☒ 取組あり			☐ 取組なし		
名称	開始年度		名称	開始年度	
RE100	2024	年度			年度
		年度			年度
		年度			年度

- SBTi、CDP、RE100等への参加状況等について記載
- 取組状況は、プルダウンで選択するほか、赤枠内に上記以外の気候変動関連の国際イニシアティブを記載することも可能

(6) その他の温室効果ガス排出量削減に寄与する取組について

- その他の温室効果ガス排出量削減に寄与する取組として、これまでの記載欄に当てはまらない項目について記載

2-8. 地球温暖化対策計画書 その7 (非公表) シート

10 総量削減義務の第4計画期間履行状況 (特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載)

(4) 各年度の削減義務履行状況		単位: t (二酸化炭素換算)						
		義務開始 の前年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	削減義務 期間合計
決定 及び 予定 の 量	基準排出量 (A)		12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	60,000
	削減義務率 (B)		27.0%	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	
	排出上限量 (C= Σ A - D)							42,360
	削減義務量 (D= Σ (A × B))							17,640
実績	特定温室効果 ガス排出量 (E)		6,500					6,500
	排出削減量 (F= A - E)		5,500					5,500
その他ガス削減量 の義務充当量 (G)								
振替可能削減量の 義務充当量 (H)								
超過削減量の 発行数 (I)								
取引を加味した 排出削減量 (J=F + G + H - I)			5,500					5,500
排出係数の改善と再エネ 由来の証書の直接充当に よる削減効果 (K)			2,000					
超過削減量 発行数			2,260	-	-	-	-	

• 第三計画期間の様式と同様に、基準排出量、年度排出量、削減義務率等の情報を整理し、第四計画期間での削減義務の履行状況を確認するシートを設定

• 新たな超過削減量の算定 (p12参照) に使用する「排出係数の改善と再エネ由来の証書の直接充当による削減効果※」の欄を新たに設定

※特定温室効果ガス算定報告書「その6の1」で自動算定される値を転記する (P52参照)

2-9. 地球温暖化対策計画書 その8・9（非公表）シート

その8・9（非公表）シート での変更事項なし

対策 N o .	区分名称	対 策 の 名 称	削減効果の推計 （一年度当たり）		実 施 時 期	削 減 効 果 の 推 計 （ t ）					
			削減量 （t）	削減率 （％）		2024	2025	2026	2027	2028	2029
		【特定温室効果ガス排出量の削減の計画及び実施の状況】									
1	照明設備	LED化	950	7.9	2013～	950	950	950	950	950	950
2	空調・換気設備	クールビズの推奨	950	7.9	2009～	950	950	950	950	950	950
3	熱源・熱搬送設備、冷却設備	蒸気トラップ	500	4.2	2015～	500	500	500	500	500	500
4	空調・換気設備	温度管理	500	4.2	2018～	500	500	500	500	500	500
5	空調・換気設備	空調ポンプのオーバーホール	200	1.7	2018～	200	200	200	200	200	200
6											
		（再生可能エネルギーの設備導入及び利用の状況）									
71	オンサイト再エネの利用	太陽光パネルの設置	30	0.3	2025～			30	30	30	30
72	オフサイト再エネの利用	都外の事業所に設置の太陽光パネルでの電力を自己託送	100	0.8	2028～					100	100
73											
		【その他ガス排出量の削減の計画及び実施の状況（その他ガス削減量を特定温室効果ガスの削減義務に充当する場合のみ記載）】									
81											
		【排出量取引の計画及び実施の状況】									
91	排出量取引	超過削減量の充当			整理期間						
特定温室効果ガス排出量の削減効果の推計の合計			3,230			3,100	3,100	3,130	3,130	3,230	3,230
その他ガス排出量の削減効果の推計の合計											
排出量取引による取得量の合計											
削減効果の推計及び排出量取引による取得量の合計						3,100	3,100	3,130	3,130	3,230	3,230
対策以外の要因による排出量の減少量の推計（基準排出量比）											
取引を加味した排出削減量							5,500	3,130	3,130	3,230	3,230
前年度排出量を維持したときと比較した排出量の削減量の推計			追加的対策による削減効果		320	対策以外の要因による排出量の減少量（前年度排出量比）			合 計	320	
備考 「取引を加味した排出削減量」とは、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の11第1項に規定する算定排出削減量をいう。						前年度排出量を維持したときに削減義務量に不足する削減量					

12 統括管理者及び技術管理者の氏名等

(1) 統括管理者		
氏 名	東京 太郎	
会 社 名	株式会社 東京〇〇	
所 属 名	環境部長	
連絡先	電 話 番 号	03 - □□□□ - ××××
	電子メールアドレス	kankyoubu@△△△.co.jp

(2) 技術管理者				
氏 名		東京 三郎		
会 社 名		株式会社△△サービス		
所 属 名		規格技術部門エネルギーサポートリーダー		
連絡先	電 話 番 号	03-5777-〇〇〇〇		
	電子メールアドレス	kikaku@×××.co.jp		
資 格 要 件 の 名 称		エネルギー管理士	取得年月日	2000年2月3日

13 添付する書類		
特定温室効果ガス排出量算定報告書	△別紙（ 1 ）	のとおり
その他ガス排出量算定報告書	△別紙（ 2 ）	のとおり
点検表	△別紙（ 3 ）	のとおり
自動車点検表	△別紙（ 4 ）	のとおり
検証結果報告書を含む検証書類一式	△別紙（ 5 ）	のとおり
	△別紙（ ）	のとおり

備考 △印の欄には、計画書に添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。

3.「特定温室効果ガス排出量算定報告書」の作成方法

- ※ これ以降のスライドで説明する内容は、2026年度以降に提出する新様式に関するものです。
今年度11月に提出する様式は改正前のものとなりますのでご注意ください。
また、GX-ETSへの対応等に伴い、様式や記入方法が変更される場合がありますので、ご承知おきください。

3-1. 特定温室効果ガス排出量算定報告書 変更概要

- 電気・熱・都市ガスの排出量算定に使用する排出係数を「実排出係数」へ変更及びオンサイト・オフサイト再エネ、再エネ由来の証書によるCO2削減効果を排出量削減へ反映できる算定書へ変更

シート名	項 目	概 要
その 1	1. 事業所の概要	事業所の名称・所在地等の概要（ 変更なし ）
	2（1）事業所境界の図示	事業所の範囲が明確に判別できるよう、図面・罫線・文字等で図示（ 変更なし ）
その 2	2（2）事業所区域及び燃料等使用量監視点の図示	把握した燃料等使用量監視点及び <u>再エネ利用の監視点</u> の位置を、図面・罫線・文字等で図示
その 3	算定体制	算定責任者・算定担当者・算定体制について記入（ 変更なし ）
その 4	燃料等使用量監視点	把握した燃料等使用量及び <u>再エネ利用の監視点</u> について、番号・排出活動・燃料等の種類及び燃料等使用量監視点の位置を記したリストを作成
その 5	(5)-1 燃料等使用量	燃料等使用量監視点ごとの <u>燃料（都市ガス除く）の使用量を記入</u>
	(5)-2 燃料等使用量（電気・熱・都市ガス） <u>（新設）</u>	燃料等使用量監視点ごとの <u>電気・熱・都市ガスの使用量・排出係数・再エネ率を記入</u>
	(5)-3 事業所内外の再生可能エネルギー設備からの電気、熱の利用量 <u>（新設）</u>	燃料等使用量監視点ごとの事業所内外の <u>再エネ設備からの電気、熱の使用量を記入</u>
その 6	(6)－1 燃料等使用量及び特定温室効果ガス排出量	燃料・電気・熱の内容に基づき、特定温室効果ガス排出量の合計値を算出 <u>オフサイトPPA（ヴァーチャル）の記載欄追加</u>
	(6)－2 事業所内外の再生可能エネルギー設備からの電気、熱の使用実績 <u>（新設）</u>	<u>・事業所内外の再エネ設備からの電気、熱の内容に基づき、利用した熱量の合計値を算出</u> <u>・年度排出量に充当した証書の排出量控除量を算定</u>
参考	燃料等使用量及び特定温室効果ガス排出量（基準年度の排出量算定用） <u>（新設）</u>	<u>基準排出量を過去の排出実績で算定する事業所が使用する排出量を算定（第三計画期間までと同様に固定排出係数で排出量を算定）</u>

● 再エネ利用状況の把握

- 燃料等使用量と合わせて、**特定計量器の有無にかかわらず、事業所で削減に用いた再エネ電気・熱の量の把握を義務化**
- **事業所におけるエネルギー（電気・都市ガス・熱）ごとの再エネ利用割合を算定報告書に記載**
- 事業所の再エネ利用割合については、**地球温暖化対策計画書において公表（p.27参照）**

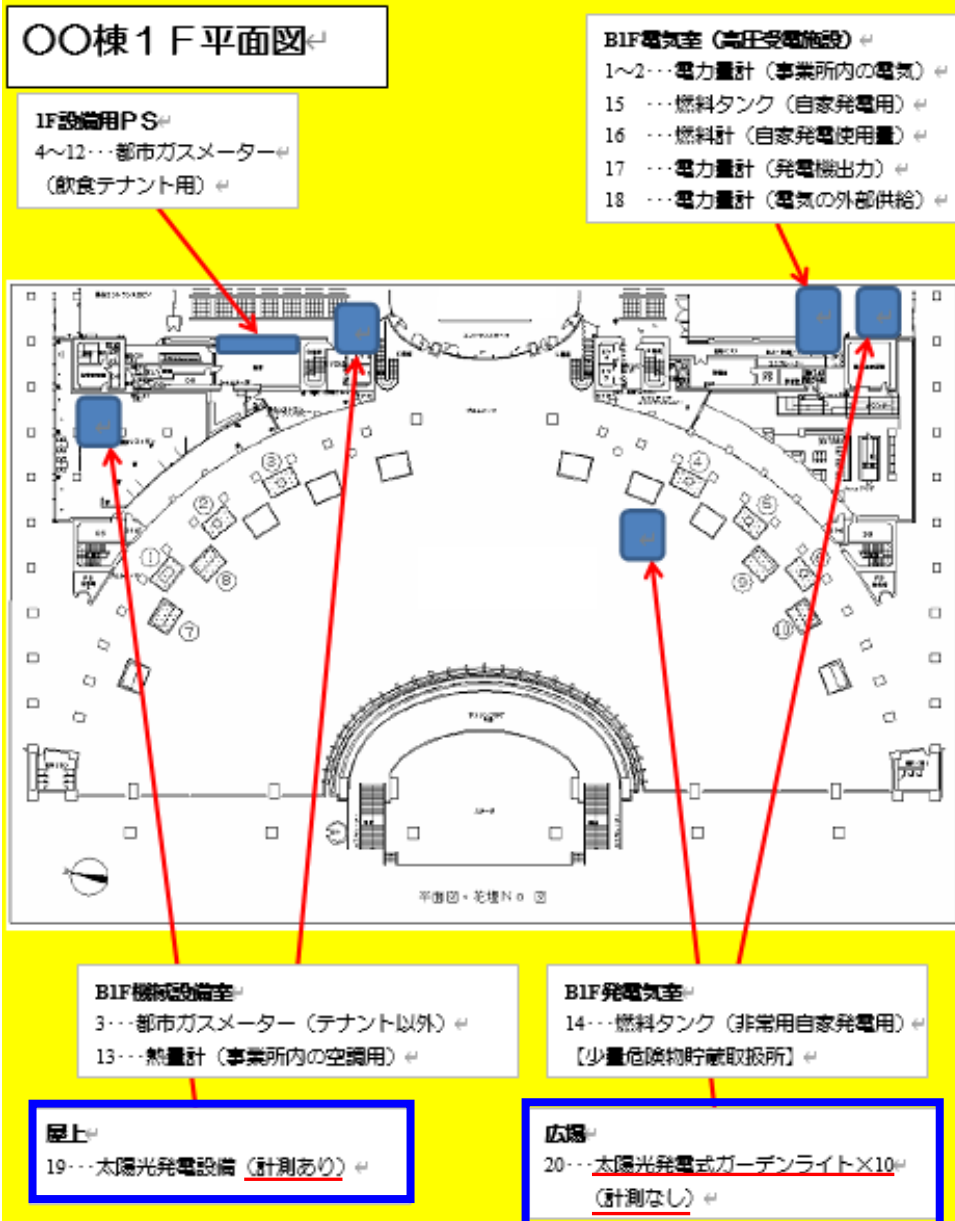
《計測できていない再エネ利用の取り扱いについて》

- ・ 第四計画期間からは、原則、事業所で削減に用いた再エネ電気・熱の量をすべて把握するため、再エネ一体型の街灯や埋め込み式のガーデンライトなどの独立電源型の再エネ設備についても、オンサイト再エネの利用量を把握する必要がある。
- ・ ただし、独立電源型の再エネ設備については電気使用量を計測していないケースが多く、すべてを計測することは困難。
- ・ このため、**事業所内に常設している再エネ設備の設置状況を把握し、計測できている再エネ設備の電気・熱の利用量を把握することとする。**
- ・ 計測できていない場合でも、第三計画期間での特定計量器で計測していない再エネの取り扱いと同様に、**設置状況について監視点図に記載する。**

《事業所外に供給している再エネ利用量の取り扱いについて》

- ・ 算定から除外する燃料等や事業所外へ供給する電気・熱に、事業所内外から調達した再エネ電気・熱が含まれている場合は、**再エネ利用割合の算定からは除外しないが、外部供給の排出係数を算定する際は事業所外へ供給した再エネ量を考慮した係数を算定する。**

3-2. 特定温室効果ガス排出量算定報告書 その2シート



《基本的な取り扱いについて》

- 排出活動 (**再生可能エネルギー含む**) ごとに把握した燃料等使用量監視点に通し番号を設定し、「通し番号」「排出活動 (**又は再生可能エネルギー**) の種類」「位置」を、漏れのないように図示

《第三計画期間からの変更事項について》

①再エネ使用量の計測の可否に関わらず、再エネ設備を図示

- 電気・熱の使用量を計測していない再エネ設備や再エネ一体型の街灯や埋め込み式のガーデンライトなどの独立電源型の再エネ設備の場合でも、燃料等使用量監視点に図示
- 常設置されている再エネ設備が対象**
- 同一設備が複数設置されている場合はまとめて記載可

②再エネ使用量の計測の可否を記載

- 再エネ設備の排出活動に、計測の有無を合わせて記載
- 計測できている再エネ設備のみ、その4シートの燃料等使用量監視点の一覧に記載**

3-3. 特定温室効果ガス排出量算定報告書 その4シート

(4) 燃料等使用量監視点

No.	排 出 活 動	燃 料 等 の 種 類	
			再 エ ネ の 種 類
1	電気の使用	一般送配電事業者の電線路を介して供給された電気	B1F電気室
2	燃料の使用	都市ガス	B1F機械室
3	熱の使用	産業用以外の蒸気	
4	熱の使用	温水	
5			
6			
7	電気の使用		
	燃料の使用		
	熱の使用		
	事業所外利用の移動体への供給		
	工事のためのエネルギー使用		
	住宅用途への供給		
	他事業所への熱や電気の供給		
	他事業所への燃料等の直接供給		
	再生可能エネルギーの使用		

※第三計画期間の特定温室効果ガス排出量算定報告書からコピーして貼付すると誤りが発生する原因となるため、提出前に確認するようにしてください。

《基本的な取り扱いについて》

- その2シートで把握した燃料等使用量及び再エネ利用の監視点について、番号・排出活動・燃料等の種類及び燃料等使用量監視点の位置を記したリストを作成

《第三計画期間からの変更事項について》

①燃料等の種類のプルダウンを変更

- 電気については昼夜の分け、都市ガスについては13Aと6Aの分けを廃止
- 再エネについては、事業所内又は事業所外、電気又は燃料及び熱、算定対象又は算定対象外（電気・燃料・熱の使用以外の排出活動）を区別（次ページ詳細）

②再エネの種類を記載する欄を設置

3-3. 特定温室効果ガス排出量算定報告書 その4シート ～続き～

《再エネ監視点の記載方法について①》

- 事業所内又は事業所外から調達した再エネ電気・熱を事業所内で使用する場合

(4) 燃料等使用量監視点

No.	排 出 活 動	燃 料 等 の 種 類		監 視 点 の 位 置
		燃 料	再 エ ネ の 種 類	
1	再生可能エネルギーの使用	事業所内_燃料及び熱		
2	再生可能エネルギーの使用	事業所外_燃料及び熱		
3	再生可能エネルギーの使用	事業所内_電気	太陽熱	
4	再生可能エネルギーの使用	事業所外_電気	地熱	
5			温泉熱	
6			雪氷熱	
7			海水熱	
8			河川水熱	
9			地下水熱	
10			地中熱	
11			バイオマス	
12	再生可能エネルギーの使用	事業所内_電気		
13				
14			オンサイトPPA ヴァーチャル	
15			太陽光	
16			風力	
17			地熱	
18			水力_大規模	
19			水力_大規模以外	
20			バイオマス	
21	再生可能エネルギーの使用	事業所外_電気	太陽光	

- 燃料等の種類のプルダウン（調達手法（事業所内or事業所外）とエネルギーの種類（電気or熱）で4通りの選択肢あり）から、再エネの使用方法に応じた事項を選択
- 再エネの種類が異なる場合は、行を分けて記載

※小売電気事業者からメニュー別電気契約で再エネ電気を調達している場合は、再エネ使用ではなく、「電気の使用」の取り扱いとなる。
※事業所外を選択するケースとしては、オフサイトPPA契約又は事業所外から自営線・配管で事業所内に引き込まれた再エネ電気・熱を使用している場合

- PPA（ヴァーチャル）については、非化石証書で調達されるが、PPA（フィジカル）と同様の取り扱いをするため、監視点にも記載する。

- オフサイト（オンサイト）PPAを契約している場合は、「事業所外（内）_電気」を選択し、再エネ種をプルダウンから選択
- ※ PPA（フィジカル）の選択肢は無い
- ※自己託送で再エネを送電している場合も同様

3-4. 特定温室効果ガス排出量算定報告書 その5 (燃料) シート

《基本的な取り扱いについて》

- 第四計画期間から、燃料使用量等を入力するシートが3種類 (①化石燃料 (都市ガス除く)、②電気・都市ガス・熱、③再生可能エネルギー) となり、それぞれの使用量についてシートを分けて記入する。
- その5 (燃料) シートには、化石燃料 (都市ガス除く) の使用量のみを記載し、入力は、第三計画期間と概ね同じ。

(5)-1 燃料等使用量

燃料等 監視点	排 出 活 動	燃 料 等 の 種 類	把握 方法	検定等の 有 無	単 位	使用量 (2025年4月 ~ 2026年3月)												乗 率
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
2~4	燃料の使用	A重油	実	無	k1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	
5	燃料の使用	軽油	購		k1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
6	燃料の使用	液化石油ガス_LPG	購		m3	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	

都市ガスを
プルダウンから削除

気体燃料の単位は「m3」

実測で把握する場合、特定計量器
でなければ保守的算定として乗率を
かける (変更なし)

《基本的な取り扱いについて》

- 電気・都市ガス・熱の使用量を記載するシート
- 電気・都市ガス・熱は、実排出係数及び再エネ率を記載 (排出係数別に使用量を分ける必要あり)
- メニュー別排出係数を使用している場合は、その情報も記載

新たな記載項目

(5)-2 燃料等使用量(電気・熱・都市ガス)

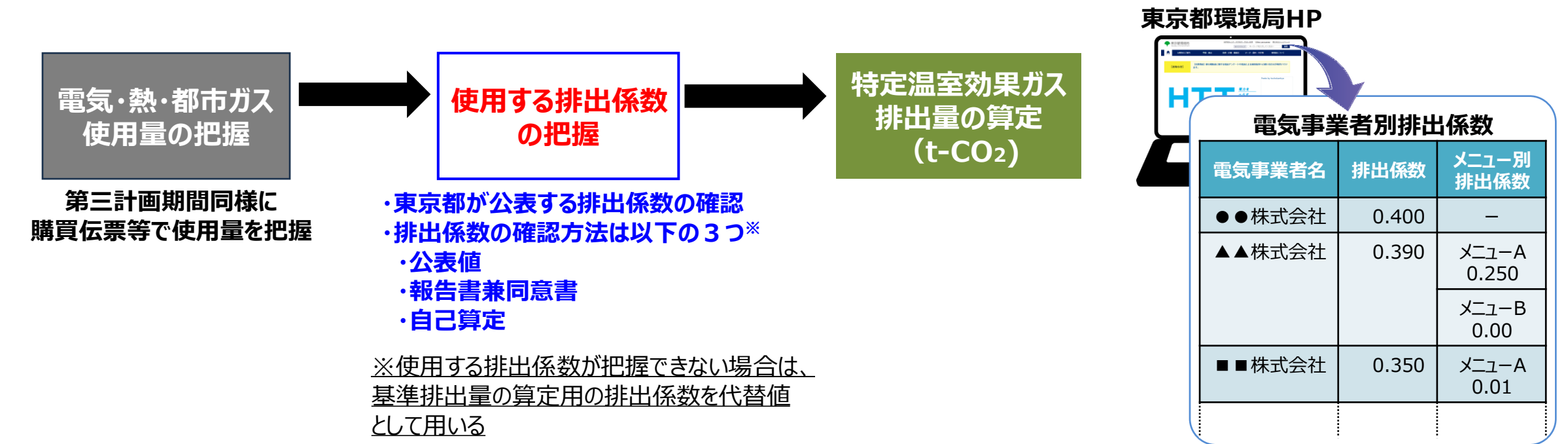
燃料等 監視点	排出活動	燃料等の種類	供給会社等	メニュー 有無	排出係数 根拠	メニュー別契約名称	排出係数 (t-CO2/固有単位)	再エネ率 (%)	把握 方法	検定等の 有無	都市ガスメー ター種	単位	使用量 (	
													4月	5月
1	電気の使用	一般送配電事業者の電線を介して供給された電気	〇〇株式会社	無	公表値		0.400	20	購			千kWh	5,000	4,500
2	電気の使用	一般送配電事業者の電線を介して供給された電気	〇〇株式会社	有	公表値	メニューA	0.000	100	購			千kWh	1,000	1,000
3	燃料の使用	都市ガス	△△ガス供給会社	無	公表値		2.000	0	購			千m³	300	400
4	熱の使用	温水	□□冷暖房区域	無	公表値		0.055	0	購			GJ	100	200
5	熱の使用	冷水	■ ■ 供給会社	無	報告書兼同意書		0.050	0	購			GJ	1,000	1,200
6	他事業所への熱や電気の供給	自ら生成した電力の供給			自己算定		0.432	0	実	有		千kWh	30	30
7	住宅用途への供給	一般送配電事業者の電線を介して供給された電気			自己算定		0.320	36	実	有		千kWh	500	550

- 既存の項目であるが、記載する内容を以下のとおり変更
 - 供給会社 (電気・都市ガス) 及び供給区域 (熱) をプルダウンから選択
 - プルダウンに選択肢がない場合は、「その他」を選択
- 自己託送で受電している場合は、プルダウンから「自己託送」を選択

・ 第三計画期間と同様

《電気・熱・都市ガスの実排出係数》

- 第三計画期間では、固定係数を使用しているが、第四計画期間から、契約している**供給事業者等ごとの排出係数（実排出係数）**を使用して排出量を算定
- 小売等の事業者から供給される電気・熱の排出量算定には、原則として**東京都が公表する排出係数※**を使用（都市ガスは原則として国が公表する排出係数を使用）
- 排出係数は算定年度の前年度実績を使用するが、**電気のメニュー別及び都市ガスの排出係数については算定年度の排出係数を使用**。



《電気・熱・都市ガスの排出係数の確認方法》

- 制度対象事業者は、以下の方法により、算定に使用する排出係数を転記する。

把握方法	概要
公表値	①東京都が年度ごとにホームページ上に公表する数値を転記する方法 ②国が「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」において年度ごとにホームページ上に公表する数値を転記する方法（都市ガスに限る）
報告書兼同意書	東京都の「電気・熱・都市ガスの排出係数等報告の仕組み」で、電気・熱・都市ガス供給事業者が報告した排出係数を転記する方法 ※電気・熱・都市ガス供給事業者から、「排出係数等報告書 兼 同意書」（受付印付き）を受領し、報告書に記入の排出係数を転記する。
自己算定	外部供給（算定除外含む）や自己託送、事業所内のエネルギーサービス事業所等から自営線で供給を受けている場合など、 上記の方法で排出係数が把握できない場合で、事業所が自ら算定した排出係数を記入する方法 （算定した排出係数については、検証機関の検証対象となる）
その他	上記のいずれの方法でも排出係数を確認できない場合、代替値として以下の数値を記載 電気：0.489 [t-CO ₂ /千kWh] 熱（蒸気、冷温水）：0.060 [t-CO ₂ /GJ] 都市ガス：2.05 [t-CO ₂ /千m ³]

《公表値について》

- 算定された係数は東京都環境局のHPで随時公表
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/keisuuhoukoku/

4 排出係数等の公表				
令和7年度報告用（トップレベル認定申請、地球温暖化対策報告書、環境価値換算量算定用）				
適用年度	小売電気事業者	熱供給事業者	ガス供給事業者	その他供給事業者 （一般送配電事業者、特定送配電事業者等）
令和7年度報告用	・ こちら （排出係数等の確認方法はこちら） ・ メニュー別電気の係数は令和7年9月～11月頃公表予定	・ こちら	・ こちら	該当なし

2023年度				2024年度	2025年度	2023年度 実績値			
計画値	実績値			計画値	計画値	利用量(千kWh)		利用率(%)	
	調整前	代替値 適応	調整後				うちFIT分		うちFIT分
(0.453)	(0.547)		0.602	(0.547)	(0.485)	0	0	0.00%	(0.00%)
-	-		-	(調整後：)	(調整後：)	-	-	-	-
(0.297)	(0.196)		0.412	(0.297)	(0.297)	10,951	3,439	27.37%	(8.60%)
(0.000)	-		-	(0.000)	(0.000)	-	-	-	-
(0.436)	(0.460)		0.145	(0.436)	(0.420)	0	0	0.00%	(0.00%)
(0.310)	(0.504)		0.495	(0.280)	(0.252)	237	0	0.52%	(0.00%)
極力低減	-		-	(0.477)	(0.477)	-	-	-	-
(0.246)	(0.390)		0.350	(0.246)	(0.246)	6,009	0	18.75%	(0.00%)
(0.450)	(0.485)		0.656	(0.438)	当年度以下	2,895	1,060	8.91%	(3.26%)
-	(0.393)		0.343	(0.400)	当年度以下	83	83	2.47%	(2.47%)
極力低減	(0.499)		0.492	極力低減	極力低減	0	0	0.00%	(0.00%)

【公表中の2023年度実績（電気）】

※2025年度実績（2026年度報告）に使用する排出係数は2026年3月頃に公表予定

《公表値について》

- 公表値については、供給会社を選択すると、プルダウンで排出係数・再エネ率を選択することができる。
- メニュー別排出係数の場合は、プルダウンで表示される排出係数・再エネ率は使用できないため、直接数値を記載

燃料等 監視点	排 出 活 動	燃 料 等 の 種 類	供 給 会 社 等	メニュー 有 無	排 出 係 数 根 拠	メニュー別契約名称	排 出 係 数 (t-CO2/固有単位)	再エネ率 (%)
1	電気の使用	一般送配電事業者の電送路を介して供給された電気	東京電力エナジーパートナー	無	公表値		0.408	3.51
							0.408	

燃料等 監視点	排 出 活 動	燃 料 等 の 種 類	供 給 会 社 等	メニュー 有 無	排 出 係 数 根 拠	メニュー別契約名称	排 出 係 数 (t-CO2/固有単位)	再エネ率 (%)
1	電気の使用	一般送配電事業者の電送路を介して供給された電気	東京電力エナジーパートナー	有	公表値	メニュー A	0	3.51
							0.408	

誤り：プルダウンで小売電気事業者の排出係数が表示される

《メニュー別排出係数について》

- 本制度でのメニュー別排出係数とは、電気等の契約のうち、「環境配慮契約」（環境に配慮した電気等の供給を受けるための契約）で、主に再生可能エネルギーの利用や再エネ由来のクレジット又は証書により、電気等の使用に伴う二酸化炭素排出量を低減した排出係数をいう（時間帯別契約や高圧契約等の契約を指すものではない。）
- 残差メニューの排出係数は、都制度では使用しない（都市ガス除く）

- メニュー契約している場合は、メニューの有無を「有」とし、契約しているメニューの名称、排出係数、再エネ率を記載
- 調達している電気等の一部をメニュー別契約している場合は行を分けて記載

燃料等 監視点	排出活動	燃料等の種類	供給会社等	メニュー 有無	排出係数 根拠	メニュー別契約名称	排出係数 (t-CO2/固有単位)	再エネ率 (%)	使用量 (	
									4月	5月
1	電気の使用	一般送配電事業者の電線を介して供給された電気	東京電力エナジーパートナー	無	公表値		0.408	13.51	10,000	10,000
1	電気の使用	一般送配電事業者の電線を介して供給された電気	東京電力エナジーパートナー	有	公表値	メニューA	0	100	5,000	5,000
1	電気の使用	一般送配電事業者の電線を介して供給された電気	東京電力エナジーパートナー	有	公表値	特別高圧	0.408	13.51		

誤り：時間帯別契約や高圧契約等の契約は、メニュー別契約ではないため、「無」を選択する
※残差メニューも同様

調達している電気等の一部をメニュー別契約している場合は使用量も分けて記載する

《排出係数報告書兼同意書について》

- 「東京都エネルギー環境計画書制度」の対象事業者以外の電気供給事業者や熱供給事業者が都に排出係数・再エネ率を報告する様式
- 上記の事業者のうち、**都による排出係数・再エネ率の公表を希望しない事業者**は、都が受付印を押印した報告書を供給先（制度対象事業所）に対して周知

ここに記載の排出係数・再エネ率を確認して、特定温室効果ガス排出量算定報告書に転記

都による受付印がないものは無効

排出係数等報告書 兼 同意書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量の算定に使用する排出係数等について、同意事項に同意の上、次のとおり報告します。

供給燃料等

供給事業者の名称

供給事業者の所在地

供給実績の年度

排出係数等の種類

排出係数等

東京都による排出係数等の公表

算定担当者連絡先
(東京都からの問合せ先)

年度

☐ 供給事業者全体の排出係数

☐ 供給事業者全体の再エネ利用率

☐ 供給事業者が供給するメニュー別の排出係数
【メニュー数: 個】

☐ 供給事業者が供給するメニュー別の再エネ利用率
【メニュー数: 個】

排出係数 : 単位

再エネ利用率 : %

供給場所
(区域)

※供給場所(区域)は、エネルギー供給先が特定されている場合のみ記載すること。
※メニュー別排出係数は、「メニュー別排出係数に係る情報の一覧」に情報を記載すること。

☐ 排出係数の公表を希望する

☐ 排出係数の公表を希望しない※

再エネ利用率

☐ 再エネ利用率の公表を希望する

☐ 再エネ利用率の公表を希望しない※

※東京都が送付する本報告書兼同意書の写し(取受印有)を、供給事業者から供給先に周知すること。

連絡担当者 :

所属部署 :

電話番号 :

メールアドレス :

※受付欄

受付印

算定年度の前年度の実績を使用
電気メニュー別係数及び都市ガスのみ算定年度と同年度の実績を使用

《自己算定について》

- 外部供給（算定除外含む）や自己託送は、排出係数を自ら算定し、その結果を記載する（算定結果は検証の対象）
- 基本的に公表値や報告書兼同意書で排出係数が確認できる場合は、自己算定は使用できない。
- 事業所内のエネルギーサービス事業所等から自営線で供給を受けている場合などで、公表値や報告書兼同意書で排出係数が確認できない場合は、供給会社から排出係数の算定データを入手し、排出係数を自ら算定することもできる。

- 実態に即した排出係数・再エネ率を自己算定する必要あり
- 算定方法は、第三計画期間での外部供給係数の算定と同様
- ただし、算定に用いる排出係数は「実排出係数」を用いることに注意

燃料等 監視点	排出活動	排出係数 (t-CO2/固有単位)	再エネ率 (%)
1 電気の使用	一般送配電事業者の電線路を介して供給された電気	東京電力エナジーパートナー 無 公表値	0.408 13.51
1 電気の使用	一般送配電事業者の電線路を介して供給された電気	東京電力エナジーパートナー 有 公表値	メニューA 0 100
1 電気の使用	一般送配電事業者の電線路を介して供給された電気	自己託送 無 自己算定	0.200 0
2 事業所外利用の移動体への供給	一般送配電事業者の電線路を介して供給された電気	自己算定	
3 工事のためのエネルギー使用	一般送配電事業者の電線路を介して供給された電気	自己算定	
4 住宅用途への供給	一般送配電事業者の電線路を介して供給された電気	自己算定	
5 他事業所への熱や電気の供給	自ら生成した電力の供給	自己算定	
6 他事業所への燃料等の直接供給	一般送配電事業者の電線路を介して供給された電気	自己算定	
7 熱の使用	温水	無 自己算定	
8 熱の使用	冷水	無 自己算定	

記入不要

算定結果
記入

《外部供給算定のツールについて》

- 事業所の外部供給等の排出係数、再エネ率の算定の簡便化のため、外部供給算定のツールを作成して公表予定

【算定ツールのイメージ】

●小売電気事業者等からの電気の供給量

監視点No	排出係数 (t-CO2/固 有単位)	再エネ率 (%)	単位	使用量												合計 (千kWh)	排出量	再エネ量 (千kWh)
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
1	0.400	20	kWh	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	12,000	4,800	2,400
2	0.000	100	kWh	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	2,400	0	2,400
																0	0	0
																0	0	0
																0	0	0
																0	0	0
合計				1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	14,400	4,800	4,800

※メニュー別契約の電力量も算定に含める

●事業所内外の再生可能エネルギー設備からの電気の利用量

監視点No	排出係数 (t-CO2/固 有単位)	再エネ率 (%)	単位	使用量												合計 (千kWh)	排出量	(千kWh)
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
12	0.000	100	kWh	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	12	0	12
13	0.000	100	kWh	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	6	0	6
																0	0	0
																0	0	0
																0	0	0
																0	0	0
合計	1	0		1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	18	0	18

特定温室効果ガス排出量算定報告書に記載の数値を転記

※再エネ電力量も算定に含める

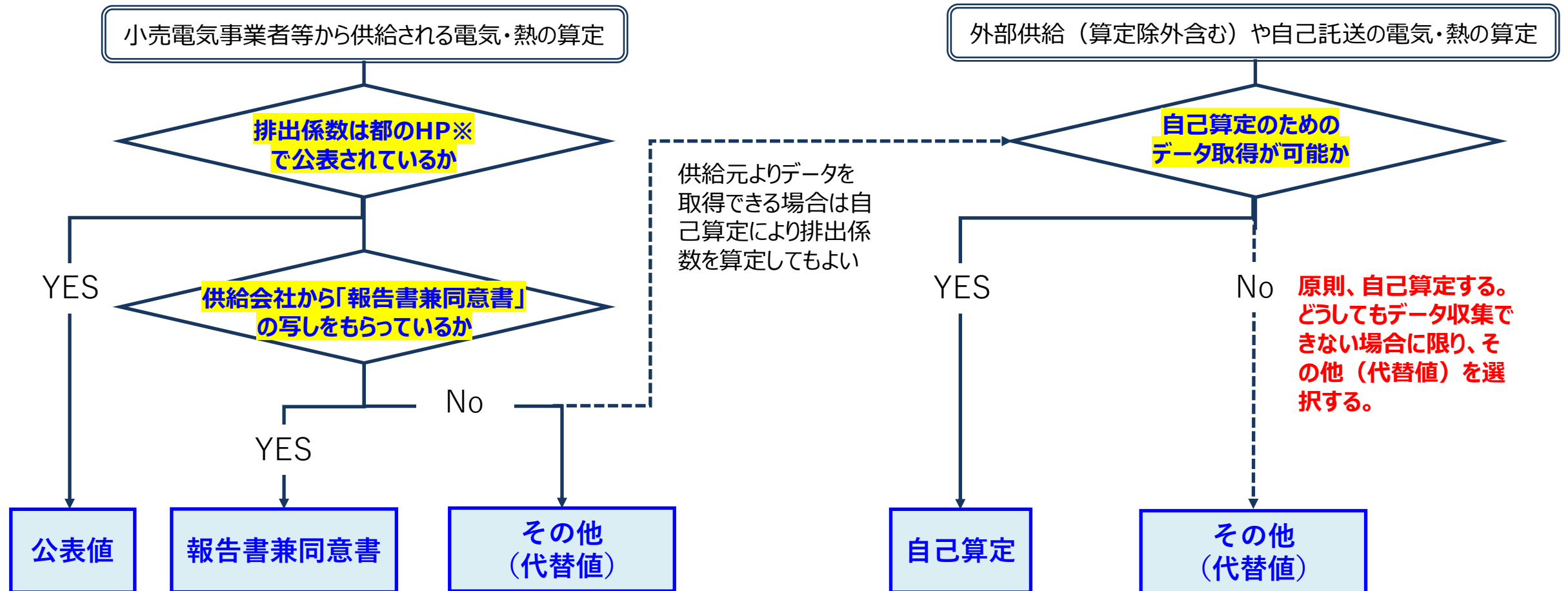
事業所全体の排出量	4,800 tCO2
事業所全体の再エネ量	4,818 千kWh
事業所全体の電力量	14,418 千kWh

事業所全体の排出係数	0.333 tCO2/千kWh
事業所全体の再エネ割合	33.42 %

外部供給に使用できる事業所全体の排出係数と再エネ率が自動算定

《排出係数の確認の流れについて》

- 算定に使用する排出係数の確認の流れは以下を想定



※都市ガスは国の公表情報を確認

3-6. 特定温室効果ガス排出量算定報告書 その5の3（再エネ）シート

《基本的な取り扱いについて》

- 再エネの導入方法、再エネ設備の種類をプルダウンから選択（バイオマスについては、具体的なバイオマス燃料種を合わせて記入）
- オフサイトPPAや自己託送で再エネを調達している場合は、「事業所外」の導入方法を選択**
- オフサイトPPA（ヴァーチャル）については、「事業所外」の導入方法を選択して、再エネ設備の種類に関わらず「オフサイトPPA_ヴァーチャル」を選択
- 再エネの使用について「算定対象外」を選択している場合、算定対象外理由をプルダウンから選択
- 環境価値を他人に移転した場合や持続可能性が担保されていることが書面等で確認できないバイオマス燃料を使用している場合には、再エネとして価値のない電気・熱を使用していることとなるため、特定温室効果ガス排出量は他人から購入した電気・熱と同等に評価。該当する場合、環境価値の有無はプルダウンから「無」を選択**

(5)-3 事業所内外の再生可能エネルギー設備からの電気、熱の利用量

燃料等 監視点	再エネ導入方法	再エネの種類		算定対象から除く排出活動の該当	環境価値の有無	把握方法	検定等の有無	単位	使用量（	
		再エネの種類	（バイオマス燃料種）						4月	5月
1	事業所内_電気	太陽光			有	実	有	kWh	100	100
2	事業所内_燃料及び熱	バイオマス	木材		有	実	無	MJ	100	100
3	事業所外_電気	太陽光			有	購		kWh	10,000	10,000
4	事業所外_電気	オフサイトPPA_ヴァーチャル			有	購		kWh	10,000	10,000
5	事業所内_電気_算定対象外	太陽光		住宅用途への供給	有	実	有	kWh	30	30
6										

特定計量器での測定対象とする
（検定が無ければ、保守的算定（乗率）となる）

3-7. 特定温室効果ガス排出量算定報告書 その6シート

《基本的な取り扱いについて》

- ・ 入力した燃料等使用量を元に、**特定温室効果ガス排出量及び再エネ利用量を自動算定するシート（2シートあり）**
- ・ ただし、下記に該当する場合のみ本様式への入力が必要
 - ①**その他の燃料を使用**
 - ②**小原単位建物の排出量に相当する量を算定から除外**
 - ③**オフサイトPPA（ヴァーチャル）により環境価値を取引**
 - ④**再エネ由来の証書を利用**

次スライドで詳細説明

(6) - 1 燃料等使用量及び特定温室効果ガス排出量									
燃 料 等 の 種 類			使 用 量 等		熱 量 (GJ)	特定温室効果ガス排出量			
			単 位	2025 年 度		排 出 係 数 (CO ₂ , CH ₄ , F ₂)	排 出 量 (t)		
燃 料	原 油	油	kL				0.0190		
	原 油 の う ち コ ン デ ン セ ー ト (NGL)		kL				0.0183		
	揮 発 油 (ガ ソ リ ン)		kL				0.0187		
	ナ フ	サ	kL				0.0186		
	ジ エ ー ト 燃 料	油	kL				0.0186		
	灯 油	油	kL				0.0187		
	軽 油	油	kL				0.0188		
	A 重 油	油	kL				0.0193		
	B C 重 油	油	kL				0.0202		
	潤 滑 油	油	kL				0.0199		
	石 油 ア ス フ ェ ル ト		t				0.0204		
	石 油 コ ー ク ス , FCC コ ー ク ス		t				0.0245		
	石 油 ガ ス	液化石油ガス (LPG)	t				0.0163		
		石油系炭化水素ガス	千 m ³				0.0144		
	可 燃 性 天 然 ガ ス	液化天然ガス (LNG)	t				0.0139		
		その他可燃性天然ガス	千 m ³				0.0139		
	石 炭	輸 入 原 料 炭	t				0.0246		
		コ ー ク ス 用 原 料 炭	t				0.0245		
		吹 込 用 原 料 炭	t				0.0251		
		輸 入 一 般 炭	t				0.0243		
国 産 一 般 炭		t				0.0242			
輸 入 無 煙 炭		t				0.0259			
石 炭 コ ー ク ス		t				0.0299			
コ ー ル タ ー ル		t				0.0209			
コ ー ク ス 伊 ガ ス		千 m ³				0.0109			
高 伊 ガ ス		千 m ³				0.0264			
発 電 用 高 伊 ガ ス		千 m ³				0.0264			
転 伊 ガ ス		千 m ³				0.0420			
都 市 ガ ス		千 m ³		156	6,254	2,0500	321		
そ の 他 の 燃 料									
小 計					6,254		321		
熱	産 業 用 蒸 気	GJ							
	産 業 用 以 外 の 蒸 気	GJ	34,050	40,520	0.043	1,461			
	温 水	GJ							
	冷 水	GJ	68,949	82,050		2,965			
	事業所内で生成した再エネ熱 (環境価値有)	GJ							
	事業所内で生成した再エネ熱 (環境価値無)	GJ			0.044				
	事業所外から供給された再エネ熱 (環境価値有)	GJ							
	事業所外から供給された再エネ熱 (環境価値無)	GJ			0.044				
小 計				102,999	122,569	0.043	4,426		
電 気	一般送配電事業者の電線路を介して供給された電気	千 kWh	22,609	195,340	0.122	2,761			
	事業所内で発電した再エネ電気 (環境価値有)	千 kWh							
	事業所内で発電した再エネ電気 (環境価値無)	千 kWh			0.405				
	事業所外から供給された再エネ電気 (環境価値有)	千 kWh							
	事業所外から供給された再エネ電気 (環境価値無)	千 kWh			0.405				
	PPA 契約 (グ ー チ ャ ル)	千 kWh							
	小 計		22,609	195,340	0.122	2,761			
外 部 供 給	自 ら 生 成 し た 熱 の 供 給	GJ							
	自 ら 生 成 し た 電 力 の 供 給	千 kWh							
	小 計								
小 原 単 位 建 物 相 当 量									
合 計					324,164				
再 エ ネ 由 来 の 証 書						405			
原 油 換 算			kL		8,363		7111		

(6)ー2 事業所内外の再生可能エネルギー設備からの電気、熱の使用実績												
再エネ熱・電気の種類					使用量等		熱量		代替排出量			
					単位	2024年度	(GJ)	排出係数 (t/GJ, kWh, 千Wh)	排出量 (t)			
燃料	事業所内 (オンサイト)	太陽熱			GJ							
		地熱			GJ							
		温泉熱			GJ							
		雪氷熱			GJ							
		海水熱			GJ							
		河川水熱			GJ							
		地下水熱			GJ							
		地中熱			GJ							
		バイオマス			GJ							
	小計			GJ								
	事業所外 (オフサイト)	太陽熱			GJ							
		地熱			GJ							
		温泉熱			GJ							
		雪氷熱			GJ							
海水熱			GJ									
河川水熱			GJ									
地下水熱			GJ									
地中熱			GJ									
バイオマス			GJ									
小計			GJ									
電気	事業所内 (オンサイト)	オンサイト PPA (ヴァーチャル)				千kWh						
		太陽光			千kWh	12	104					
		風力			千kWh							
		地熱			千kWh							
		水力	大規模			千kWh						
			上記以外			千kWh						
			バイオマス			千kWh						
		小計			千kWh	12	104					
		事業所外 (オフサイト)	オフサイト PPA (ヴァーチャル)				千kWh					
	太陽光			千kWh	36	311						
	風力			千kWh								
	地熱			千kWh								
	水力		大規模			千kWh						
			上記以外			千kWh						
バイオマス			千kWh									
小計			千kWh	36	311							
合 計				GJ		415						

再エネ由来の証書	グリーン電力証書	kWh			0.405	
	グリーン熱証書	GJ			0.044	
	非化石証書	kWh	1,000	8,640	0.405	405
再エネ利用率	電気使用量に占める割合	78.69%				
	熱使用量に占める割合	6.07%				
	都市ガス使用量に占める割合	0.00%				
	エネルギー使用量全体に占める割合	49.70%				
	エネルギー使用量全体に占める割合 (事業所が直接充当した証書を除く)	47.03%				
※地球温暖化対策計画書 その6シート 8(5) エネルギー使用量に占める再エネ利用率等にて表記						
排出係数の改善と再エネ由来の証書の直接充当による削減効果 (t)			10,463			

《オフサイトPPA（ヴァーチャル）の利用方法について》

- ・ オフサイトPPA（ヴァーチャル）により環境価値を取引した場合、調達した証書に限り、直接調達した再エネ電力と同様に評価し、調達した電力量分の電力の排出係数を「ゼロ」として算定する。
- ・ このため、（その5の2シート）燃料等使用量（電気・熱・都市ガス）で入力した、一般送配電事業者の電線路を介して供給された電気の排出係数から任意に選択して入力する。

【（その5の2シート）燃料等使用量（電気・熱・都市ガス）】

燃料等 監視点	排出活動	燃料等の種類	供給会社等	メニュー 有無	排出係数 根拠	メニュー別契約名称	排出係数 (t-CO2/固有単位)	再エネ率 (%)
1-1	電気の使用	一般送配電事業者の電線路を介して供給された電気	東京電力エナジーパートナー	無	公表値		0.408	13.51
1-2	電気の使用	一般送配電事業者の電線路を介して供給された電気	東京電力エナジーパートナー	有	公表値	グリーンバーシックプラン	0	100

排出係数を選択して転記

電 気	一般送配電事業者の電線路を介して供給された電気	千kWh					
	事業所内で発電した再エネ電気（環境価値有）	千kWh					
	事業所内で発電した再エネ電気（環境価値無）	千kWh				0.405	
	事業所外から供給された再エネ電気（環境価値有）	千kWh					
	事業所外から供給された再エネ電気（環境価値無）	千kWh				0.405	
	PPA 契 約 （ ヲ ー チ ャ ル ）	千kWh				0.408	
	小 計						

《再エネ由来証書の記入欄と再エネ利用割合》

- 事業所の排出量削減に使用した再エネ由来証書（グリーン電力・熱証書と非化石証書）の利用量を記載することで、**控除量が自動算定**（電力メニューに使用されている非化石証書は利用不可（p54参照））
- 事業所内で使用している再エネ利用割合（電気、熱、都市ガス、全体、全体（証書除く）の5種類）を自動算定
- 再エネ利用割合は、**地球温暖化対策計画書に転記して公表**

CO₂換算（電力量×都内平均係数）して、
年度排出量からその量を控除

再エネ由来の証書	グリーン電力証書	千kWh			0.405	
	グリーン熱証書	GJ			0.041	
	非化石証書	千kWh	1,000	8,640	0.405	405

再エネ利用割合	電気使用量に占める割合	78.53%
	熱使用量に占める割合	6.07%
	都市ガス使用量に占める割合	0.00%
	エネルギー使用量全体に占める割合	49.60%
	エネルギー使用量全体に占める割合 （事業所が直接充当した証書を除く）	46.94%

※地球温暖化対策計画書 その6シート 8(5) エネルギー使用量に占める再エネ利用割合等へ転記

排出係数の改善と再エネ由来の証書の直接充当による削減効果（t）	10,463
---------------------------------	--------

新たな超過削減量の算定に使用する排出係数改善及び証書利用による削減効果（Y※）

年度排出量の控除に使用した
証書は、再エネ利用割合の算定
にも反映

地球温暖化対策計画書へ転記

《再エネ由来証書を利用する際の留意点》

- 再エネ由来の証書利用届（新様式）を計画書と合わせて提出し、証書又は残高証明書等を根拠資料として添付
- 証書の電力・熱量は複数の事業所で分割して使用可能（グリーン電力・熱証書は複数年度で分割して使用可能）
- バイオマスの持続可能性の確認は証書利用にも適用（利用届に持続可能性の確認結果を添付）
- テナント等事業者が当該事業所のテナント専有部に対して使用した証書についても、当該事業所の年度排出量からの控除に使用可能。

JEPX
Japan Electric Power Exchange

発行日：2024年6月19日
発行所：一般社団法人日本卸電力取引所
証書番号：A000000

△△工業株式会社 殿

非化石証書

当非化石価値は2024年4月から2025年3月までに使用した電力に対して活用が可能です。

証書種別	FIT	
非化石価値	40,000 kWh	

事業所情報

法人番号	1234567890123	
事業所名	△△工業株式会社 芝浦事業所	
事業場所	東京都港区芝浦〇丁目△番〇号	
備考	特記事項なし	

内訳

発電設備区分	非化石価値	(内、RE100相当(※1))
太陽光	20,000 kWh	15,000 kWh
風力	10,000 kWh	10,000 kWh
バイオマス	10,000 kWh	10,000 kWh

(※1)：15年以内に運転開始した設備、かつ再生可能エネルギー由来の非化石価値を合計しています。

QRコード

二次元コードを読み取ることで、保有している非化石価値の設備に関する詳細をご確認いただけます。

利用先事業所名まで記載されていることが望ましい

排出量算定に使用できる証書有効期間であることの確認が必要

排出量算定に使用できる環境価値

事業所単独で使用する場合

- 再エネクレジット又は年度排出量の控除のどちらかに使用可能

複数の事業所で使用する場合

- 年度排出量の控除にのみ使用可能
- 使用する際は、発電量・熱量の案分量を明記した資料の提出が必要

グリーン電力証書
The Certificate of Green Power

●●●株式会社
▲▲事業所 殿

Green Power

発電電力量: ●●●kWh

発電期間:
発電方法:
発行日:

この証書は、日本国内において上記の通り自然エネルギーによる発電を行ったことを証する。
This is to certify that the above-stated amount of power was sustainably generated in Japan.

【非化石証書の「権利確定済残高証明書」のイメージ】

【グリーン電力証書のイメージ】

《年度排出量の控除に使用できる非化石証書》

こちらの非化石証書のみ使用可能

【非化石証書PDF（需要場所）】

JEPX

Japan Electric Power eXchange

発行日 : 2024年6月19日
発行者 : 一般社団法人日本卸電力取引所
証書番号 : A000000

△△工業株式会社 殿

非化石証書

当非化石価値は**2024**年4月から2025年3月までに使用した電力に対して活用が可能です。

証書種別	FIT
非化石価値	40,000 kWh

事業所情報

法人番号	1234567890123
事業所名	△△工業株式会社 芝浦事業所
需要場所	東京港区芝浦〇丁目△番□号
備考	特記事項なし

内訳

発電設備区分	非化石価値	(内、RE100基準(*1))
太陽光	20,000 kWh	15,000 kWh
風力	10,000 kWh	10,000 kWh
バイオマス	10,000 kWh	10,000 kWh

(*1) : 15年以内に運転開始した設備、かつ再生可能エネルギー由来の非化石価値を合計しています。

Sample

二次元コードを読み取ることで、保有している非化石価値の設備に関する詳細をご確認いただけます。

【非化石証書PDF（電力メニュー）】

JEPX

Japan Electric Power eXchange

発行日 : 2024年6月19日
発行者 : 一般社団法人日本卸電力取引所
証書番号 : A000000

株式会社〇〇パワー 殿

非化石証書

当非化石価値は**2024**年4月から2025年3月までに使用した電力に対して活用が可能です。

証書種別	非FIT（再エネ指定）
非化石価値	67,500 kWh

電力メニュー

小売電気事業者 名称	株式会社〇〇パワー
小売電気事業者 登録番号	A0000
メニュー名	オール再エネ電力プラン
備考	〇〇株式会社への販売

内訳

発電設備区分	非化石価値	(内、RE100基準(*1))
太陽光	20,000 kWh	15,000 kWh
風力	10,000 kWh	10,000 kWh
水力	20,000 kWh	0 kWh
地熱	5,000 kWh	5,000 kWh
バイオマス	12,500 kWh	10,000 kWh

(*1) : 15年以内に運転開始した設備、かつ再生可能エネルギー由来の非化石価値を合計しています。

Sample

二次元コードを読み取ることで、保有している非化石価値の設備に関する詳細をご確認いただけます。

参照：「非化石価値取引システム利用ガイド」

《再エネ由来の証書利用届 例）非化石証書》

- 再エネ由来の証書に記載の情報を証書利用届に記載し、代表者名で提出する
- 本制度対象事業所に限り、再エネ由来の証書の電力・熱量を案分して使用することが可能

(1) 年度排出量に使用した非化石証書の情報

No.	証書の種類	証書番号	事業所名	証書有効期限	認定設備ID	発電設備区分	発電量 (kWh)	バイオマスの持続可能性
1	非化石証書	A000000	A株式会社本社ビル	2025年3月31日		太陽光	20000	—
2	非化石証書	A000000	A株式会社本社ビル	2025年3月31日		風力	10000	—
3	非化石証書	A000000	A株式会社本社ビル	2025年3月31日		バイオマス	10000	あり
4	非化石証書			年 月 日				
5	非化石証書			年 月 日				

非化石証書に記載の情報を転記

バイオマスがある場合は持続可能性を示す根拠資料を添付する必要あり

(2) 制度対象事業所に使用した環境価値量

No.	環境価値充当事業所		割当発電量 (kWh)	合計割当量 (kWh)	割当残量 (kWh)	備考
	指定番号	事業所名称				
1	9999	A株式会社本社ビル	20000			1事業所で利用
2	9999	A株式会社本社ビル	5000			
	9998	A株式会社Bビル	5000			
3	9999	A株式会社本社ビル	0			他事業所で利用
		A株式会社Cビル	10000			

非化石証書の利用先と利用量を記載
案分後の割当量の合計値を特定温室効果ガス算定報告書に転記

《バイオマスの持続可能性の確認に必要な資料（例）》

- 持続可能性が担保された燃料の確認方法は、FIT・FIP制度（資源エネルギー庁）での「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」を参考に、**バイオマスの収集から発電等までのライフサイクルGHGを算定**
- 資料は、**ライフサイクルGHGの算定結果**（下図参照）を提出
- 木質バイオマス及び農産物の収穫に伴って生じるバイオマスの場合は、ライフサイクルGHGの証明の他、持続可能性の証明のため、持続可能性を担保することができると認められる第三者認証などの提出が必要**

- 木質バイオマス発電のライフサイクルGHGは、「各工程のGHG排出量（燃料状態での単位熱量当たりGHG排出量）の和 ÷ 発電効率」で計算。
- 各工程のGHG排出量は、資源エネルギー庁が設定する既定値を使用可能。

Q&A 答5・6

【ライフサイクルGHGの計算例（国内の林地残材をチップ加工して燃料利用する場合）】

	（原料収集工程）	（原料輸送工程）	（加工工程）	（チップ輸送工程）	（発電工程）	
	林地残材を収集	4t以上のトラック 距離50km以下	チップに加工	20t以上のトラック 距離50km以下	発電（燃焼）	合計
各工程のGHGの既定値 (g-CO ₂ eq/MJ-燃料)	① 1.65	② 3.01	③ 4.39	④ 0.81	⑤ 0.41	= 10.27

発電効率が22%である場合のライフサイクルGHGは、

各工程のGHGの既定値の和 (g-CO ₂ eq/MJ-燃料)	発電効率	ライフサイクルGHG
10.27	÷ 22%	= 46.68 (g-CO ₂ eq/MJ-電力)

発電設備：■ ■ バイオマス発電所
発電出力：○○kW
発電効率：○○%

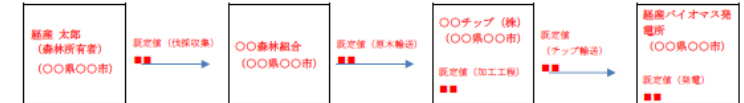
【国内の森林に係る木質バイオマス】

(1) 木質チップ（間伐材等由来のバイオマス）



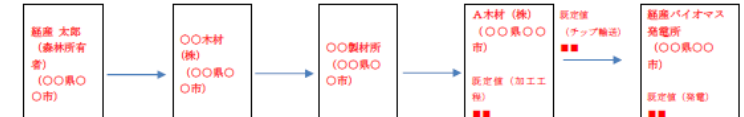
計算結果：

(2) 木質チップ（一般木質バイオマス）：国内一般材



計算結果：

(3) 木質チップ（一般木質バイオマス）：製材等端材



計算結果：

3-8. 特定温室効果ガス排出量算定報告書 基準年度の排出量算定用（参考）

(参考) 燃料等使用量及び特定温室効果ガス排出量（基準年度の排出量算定用）

燃 料 名 称	燃 料 名 称	燃 料 名 称	使 用 量 等		熱 量 (GJ)	特定温室効果ガス排出量	
			単 位	2025 年 度		排 出 係 数 (t/GJ, 千 kWh)	排 出 量 (t)
燃 料	原 油	油	kL			0.0187	
	原 油 の うち コ ン デ ン セ ー ト (NGL)		kL			0.0184	
	揮 発 油 (ガ ソ リ ン)		kL			0.0183	
	ナ フ	サ	kL			0.0182	
	ジ ャ ン ン ト 燃 料	油	kL			0.0183	
	灯	油	kL			0.0185	
	軽	油	kL			0.0187	
	A	重	kL			0.0189	
	B	C 重	kL			0.0195	
	潤 滑	油	kL			0.0199	
	石 油 ア ス フ ェ ル ト		t			0.0208	
	石 油 コ ー ク ス 、 FCC コ ー ク ス		t			0.0254	
	石 油 ガ ス	液化石油ガス (LPG)	t			0.0161	
		石油系炭化水素ガス	千Nm ³			0.0142	
	可 燃 性 天 然 ガ ス	液化天然ガス (LNG)	t			0.0135	
		その他可燃性天然ガス	千Nm ³			0.0139	
	石 炭	原 料 炭	t			0.0245	
		一 般 炭	t			0.0247	
		無 煙 炭	t			0.0255	
	石 炭	コ ー ク ス	t			0.0294	
及 び	コ ー ル タ ー	ル	t			0.0209	
	コ ー ク ス 炉 ガ ス		千Nm ³			0.0110	
	高 炉 ガ ス		千Nm ³			0.0263	
	発 電 用 高 炉 ガ ス		千Nm ³			0.0264	
	転 炉 ガ ス		千Nm ³			0.0384	
	都 市 ガ ス		千Nm ³	151	6,801	0.0136	338
	そ の 他 の 燃 料						
	産 業 用 蒸 気		GJ			0.060	
	産 業 用 以 外 の 蒸 気		GJ	34,050		0.060	2,043
	温 水		GJ			0.060	
熱	冷 水		GJ	68,949		0.060	4,137
	事業所内で生成した再エネ熱（環境価値有）		GJ				
	事業所内で生成した再エネ熱（環境価値無）		GJ			0.044	
	事業所外から供給された再エネ熱（環境価値有）		GJ			0.060	
	事業所外から供給された再エネ熱（環境価値無）		GJ			0.044	
	小 計			103,151			6,519
	一般送配電事業者の電線を介して供給された電気		千kWh	22,609		0.489	11,056
	事業所内で発電した再エネ電気（環境価値有）		千kWh				
	事業所内で発電した再エネ電気（環境価値無）		千kWh			0.405	
	事業所外から供給された再エネ電気（環境価値有）		千kWh			0.489	
電 気	事業所外から供給された再エネ電気（環境価値無）		千kWh			0.405	
	小 計		千kWh	22,609			11,056
	外部供給	自 ら 生 成 し た 熱 の 供 給	GJ				
		自 ら 生 成 し た 電 力 の 供 給	千kWh				
小	小 計						
	小 原 単 位 建 物 相 当 量						17,574

《基本的な取り扱いについて》

- 第三計画期間までの排出量算定方法で年度排出量を算定するシート
- 基準排出量が決定していない**指定地球温暖化対策事業所**については、**こちらのシートで算定される値をもとに、基準排出量を算定**

※全事業所対応

- 超過削減量の算定に使用する「排出係数の改善と再エネ由来の証書の利用による削減効果（t）」の算定にこのシートの値を使用しているため、**都市ガス以外の気体燃料を使用している事業所は「Nm3」へ換算する値を本シートに記入**

※第四計画期間からは、気体燃料の単位は「m3」となるため、排出量を算定する際に使用する「Nm3」への換算値を乗じて第三計画期間の排出量を算定する必要がある。

4. その他書類の作成方法

- ※ これ以降のスライドで説明する内容は、2026年度以降に提出する新様式に関するものです。
今年度11月に提出する様式は改正前のものとなりますのでご注意ください。
また、GX-ETSへの対応等に伴い、様式や記入方法が変更される場合がありますので、ご承知おきください。

- 上下水の排出量算定に使用する排出係数及びその他の排出量算定に使用する排出係数を変更
- 非化石燃料（水素及びアンモニア）の使用量を記載する欄を新たに設定

(1) 水道及び工業用水道の水の使用並びに公共下水道への排水

排出活動の種類	前年度活動量		温室効果ガス排出量	
	活動量	単位	排出係数	排出量(t)
水道及び工業用水道の水の使用	88.3	千m ³	0.251	22.2
公共下水道への排水	78.8	千m ³	0.355	28
合 計				50.2

- 上下水の排出量算定に使用する排出係数を直近の実績を基に変更
- 活動量を記入することで上下水の排出量が算定できる（単位「千m³」に注意）

(2) 事業所内における温室効果ガスの排出に係るその他の排出活動

排出活動の種類	前年度活動量		ガス種類	温室効果ガス排出量（当該物質の量）		温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）	
	活動量	単位		排出係数	排出量（t）	地球温暖化係数	排出量（t）
変圧器等電気機械器具の使用	0.5	t	SF6	0.0010	0.0005	23,500	11

- その他ガス（上下水除く）の排出量算定に使用する排出係数を温対法等に合わせて変更

(3) 非化石燃料の使用実績

非化石燃料の種類	前年度活動量	
	活動量	単位
水 素		t
ア ン モ ニ ア		t

- 非化石燃料（水素及びアンモニア）の使用量について、第四計画期間から新たに把握を求める。

※廃棄物燃料については、引き続き（2）事業所内における温室効果ガスの排出に係るその他の排出活動にて算定

4-2. 自動車点検表の作成について

- 第四計画期間からScope 3 の排出量把握につながる取組として、自動車点検表の内容を改正
- 点検表は、記載内容を簡略化し、事業所内で保有する自動車の燃料等使用量、次世代自動車の保有割合、自動車利用に係る地球温暖化対策の取組状況について報告

(2) 事業所内の自動車保有台数及び燃料等使用量

燃料種別	延べ台数(台／年)	前年度燃料等使用量		排出量	
ガソリン	10	1800	L	4.122	t
液化石油ガス (LPG)	0		L	0	t
天然ガス (CNG)	0		Nm ³	0	t
軽油	0		L	0	t
プラグインハイブリッド(ガソリン)	2	250	L	0.573	t
プラグインハイブリッド(軽油)	0		L	0	t
ハイブリッド (ガソリン)	0		L	0	t
ハイブリッド (LPG)	0		L	0	t
ハイブリッド (軽油)	0		L	0	t
電気	5	6000	kWh		
燃料電池	0		kWh		
合計	17			4.69	t

- 算定対象の自動車は、**指定地球温暖化対象事業所内を使用の本拠の位置とするすべての自動車**（燃料種、車種、用途を問わず、**指定地球温暖化対策事業者以外の事業者（テナント等）の使用自動車も含む**）。ただし、二輪車及び事業所内でのみ使用され公道を走行しない自動車（ナンバー付き自動車でないもの）については対象外
- 報告前年度の事業所内の自動車保有台数及び燃料等使用量の合計値を、車種別に記載

3 事業所内の自動車による排出量の推移状況

	2025	年度	2026	年度	2027	年度	2028	年度	2029	年度
排出量	7.46	t	6.82	t	6.24	t	5.36	t	4.69	t
次世代自動車所有割合	0.06	%	0.10	%	0.15	%	0.24	%	0.29	%

- 次世代自動車には電気自動車と燃料電池自動車が該当
- 報告年度については、自動で転記されるので、**報告年度以前の結果について、過去の自動車点検表から転記**

4-2. 自動車点検表の作成について ～続き～

(1)自動車を自ら使用する場合の地球温暖化の対策の取組状況

	2025	年度	2026	年度	2027	年度	2028	年度	2029	年度					
取組状況 (実施対策/全対策数)	27	/	63	29	/	63	31	/	63	32	/	63	34	/	63

(2)他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策の取組状況

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
取組状況 (実施対策/全対策数)	9 / 24	10 / 24	11 / 24	12 / 24	12 / 24

- 自らの自動車を使用する場合、他者の自動車を利用（輸送や送迎など）する場合の地球温暖化対策と取組状況を記載
- 別紙の取組チェック表に記載した結果が自動で転記

【取組状況のチェック表】

項目		事業者の取組	取組状況欄					
			2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	
エコドライブに関する対策	項目	事業者の取組	取組状況欄					
			2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	
	適正運転	低公害・低燃費車等の利用割合の向上	貨物等を搬入する際には、低公害・低燃費車を使用して搬入することを、売主等との売買契約書等に記載すること又はそのことを施設利用者等に対して働きかけること。	○	○	○	○	○
			運送を委託して貨物等を搬入する際には、低公害・低燃費車を使用して搬入することを、運送事業者との運送契約書に記載すること又はそのことを施設利用者等に対して働きかけること。					
	機器の運用	入構許可証の交付時、搬入計画の策定時等に合わせ、低公害・低燃費車の利用状況を確認すること。						
		貨物等を搬入する際には、環境負荷の大きな自動車を使用しないことを、売主等との売買契約書等に記載すること又はそのことを施設利用者等に対して働きかけること。	○	○	○	○	○	
	車両の維持管理	運送を委託して貨物等を搬入する際には、環境負荷の大きな自動車を使用しないことを、運送事業者との運送契約書に記載すること又はそのことを施設利用者等に対して働きかけること。						
入構許可証の交付時、搬入計画の策定時等に合わせ、環境負荷の大きな自動車の利用状況を確認すること。		○	○	○	○	○		
環境負荷の大きな自動車を使用しないことを求める（又は次世代自動車の利用を推奨する）掲示物を施設内に設置すること。					○	○		

- ・ 都が設定している取組内容について、実施の有無を記載（○をつける）

※他事業者（運送業者等）が使用している自動車の燃料等使用量の把握について

- **他事業者（運送業者等）が使用している自動車の燃料等使用量について、把握に努めること（努力義務）。**
- 排出量を把握した場合は、地球温暖化対策計画書に新たに設ける「サプライチェーンの温室効果ガス排出量の削減に貢献する取組」の欄に把握状況を記載（「内訳書・利用者種別集計表」を提出することも可能）

4-3. 特定テナント等地球温暖化対策計画書の作成について

- 地球温暖化対策計画書の変更点との整合を図り、実排出係数による排出量の算定や再エネ証書の利用、再エネ利用状況等が記載できるよう見直し、それに合わせて**特定テナント等評価方法の基準等も変更**

【主な変更箇所】

《特定テナント等事業所の要件確認年月（その1シート）と使用開始年月（その2シート）》

(3) 特定テナント等事業所の要件

要件確認年月	2024	年	3	月	
使用床面積	前年度末日時点	5,000	m ²	以上	○
電気使用量	前年度一年間	6,000	千kWh	以上	

(4) 特定テナント等事業所の使用開始時期

事業所の 使用開始年月	2010	年	4	月
----------------	------	---	---	---

- **特定テナント等事業者の要件確認年月（計画書提出の前年度3月末日）と実際に使用開始した年月を分けて記載**

※ 第三計画期間までは「要件確認年月」のみの記載だったが、実際に使用開始した年月を誤って記載する事例が多かったため、記載欄を別に設定

《2030年度以降の削減目標（その3シート）》

(2) 2030年度以降の削減目標

計画期間	2030年度から	2040年度まで
目標	2040年度までにテナントで使用している電気を100%再エネ化することを目標とする。 再エネ化にはオーナーとの連携が必要不可欠であるため、オーナーと協力して再エネ設備の導入の検討を行う。	

- **「2030年度以降の目標」を記入する欄を設定**
- 目標年度は任意で設定可能

4-3. 特定テナント等地球温暖化対策計画書の作成について ～続き～

《気候変動関連の国際イニシアティブへの賛同状況について（その3シート）》

☒	取組あり	☐	取組なし
-------------------------------------	------	--------------------------	------

名称	開始年度	名称	開始年度
SBT	2020 年度		年度
CDP	2020 年度		年度
RE100	2024 年度		年度

- 「気候変動関連の国際イニシアティブへの賛同状況について」を記入する欄を設定
- 取組状況は、プルダウンで選択するほか、赤枠内に上記以外の気候変動関連の国際イニシアティブを記載することも可能

《延べ面積当たりエネルギー使用量の推移（その4シート）》

(4) 延べ面積当たりエネルギー使用量の推移 単位：MJ/m²・年

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
延べ面積当たりエネルギー使用量					

- 「延べ面積当たりエネルギー使用量の推移」を記入する欄を設定
- 第三計画期間に続き、排出量と原単位の推移状況を記載する欄あり

《延べ面積当たりエネルギー使用量の推移（その4シート）》

(2) 再エネの導入・利用に関する取組状況

オーナー経由で、非化石証書の購入を検討している。

- 「再エネの導入・利用状況」を記入する欄を設定

4-3. 特定テナント等地球温暖化対策計画書の作成について ～続き～

《特定温室効果ガス排出量の算定について（その5シート）》

熱	産業用蒸気		GJ				
	産業用以外の蒸気		GJ				
	温水		GJ				
	冷水		GJ				
	事業所内で生成した再エネ熱（環境価値有）		GJ				
	事業所内で生成した再エネ熱（環境価値無）		GJ				
	事業所外から供給された再エネ熱（環境価値有）		GJ				
	事業所外から供給された再エネ熱（環境価値無）		GJ				
	その他（ ）						
	小計						0
電気	一般送配電事業者の電線を介して供給された電気	○	千kWh	600	5,184	0.370	222
	事業所内で発電した再エネ電気（環境価値有）		千kWh				
	事業所内で発電した再エネ電気（環境価値無）		千kWh				
	事業所外から供給された再エネ電気（環境価値有）		千kWh				
	事業所外から供給された再エネ電気（環境価値無）		千kWh				
	PPA 契約（ヴァーチャル）		千kWh				
	小計		千kWh	600	5,184		222
外部供給	自ら生成した熱の供給		GJ				
	自ら生成した電力の供給		千kWh				
	小計						
合計			GJ		5,184		261
再エネ由来の証書							200

- 再エネ使用量を記入する欄を設定
- 再エネ電気・熱の他、再エネ由来の証書についても排出量に反映可能

- 第四計画期間は実排出係数となるため、電気・熱を使用している場合は、その排出係数を記入

※ 実排出係数は毎年度変わるため、作成時にビルオーナーに排出係数を確認して記入

- 再エネ由来の証書（非化石証書とグリーンエネルギー証書に限る）を利用している場合は、利用した再エネ量（kWh又はGJ）に都内平均係数を乗じて排出量に換算した値を記入

《点検表》

➤ 点検表について、対策内容の見直しはあるが、概ね第三計画期間と同様の仕組みを継続

4-4. 特定テナント等地球温暖化対策計画書の評価について

- 第三計画期間同様に、点検表の取組状況の評価及び排出量削減率の評価での**総合評価により特定テナントを評価**
- 第三計画期間まで参考としていた**再エネの取組**について、**第四計画期間からは点数に含める（10点相当）**

【点検表の分類別配点の変更】

評価区分	事務所	商業	宿泊	データセンター
推進体制の整備	25点			15点
運用・導入対策	35点	バックヤード・事務所		事務所・共用部
		7点		9点
		売場	接客エリア	サーバールーム
		28点	28点	36点
再生可能エネルギーの利用	10点			
計	70点			

- ・ 合計70点は継続
- ・ **再生可能エネルギーの利用10点を追加し、推進体制の整備、運用・導入対策の点数を見直し**

【特定温室効果ガス年度排出量の削減率に応じた評価点の変更】

削減率（％）	排出実績による評価点	削減率（％）	排出実績による評価点
65%以上	30点	60%～65%未満	27点
55%～60%未満	24点	50%～55%未満	21点
45%～50%未満	18点	40%～45%未満	15点
30%～40%未満	12点	20%～30%未満	9点
10%～20%未満	6点	0%～10%未満	3点
0%未満	0点		

- ・ 削減した事業者をきめ細かく評価するため、**11段階で評価**
- ・ 点数は各削減幅3点とし、65%以上の削減で満点30点を与える。

※ テナント特性に配慮して、削減率が0%未満でも原単位が基準年度以下である場合は、削減率0%の点数（3点）を与える

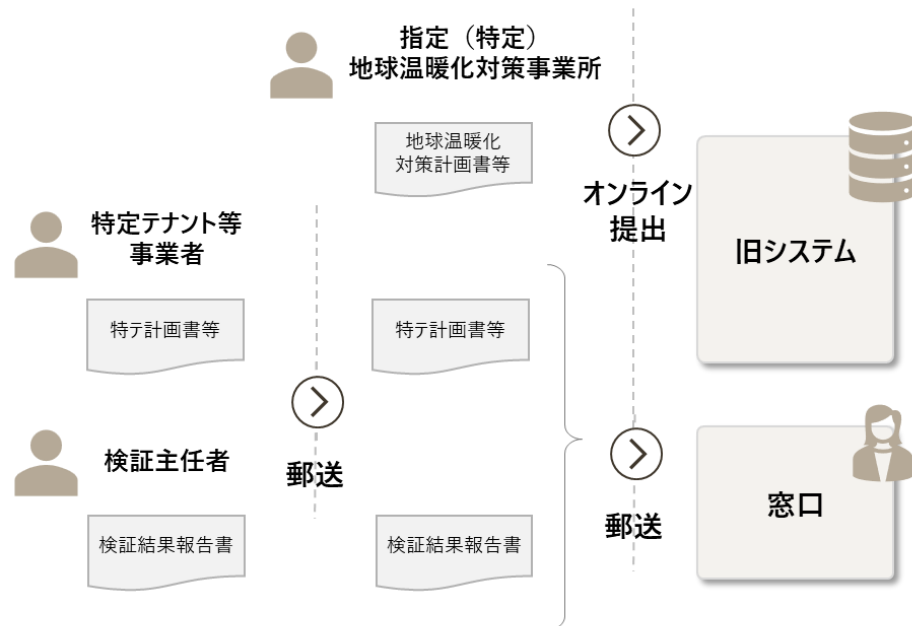
5. オンライン機能の拡大

5-1. オンライン提出可能な事業者の拡大

- 2026年度（四期初年度である2025年度実績）からは、**原則、書類はオンラインでの提出**とする。
- オンライン提出の利便性を向上させるため、**オンライン提出可能な事業者を拡大**する。
（特定テナント等事業者や検証機関がシステムにアップロードし、事業所が確認後に都に提出）

旧オンライン提出方法

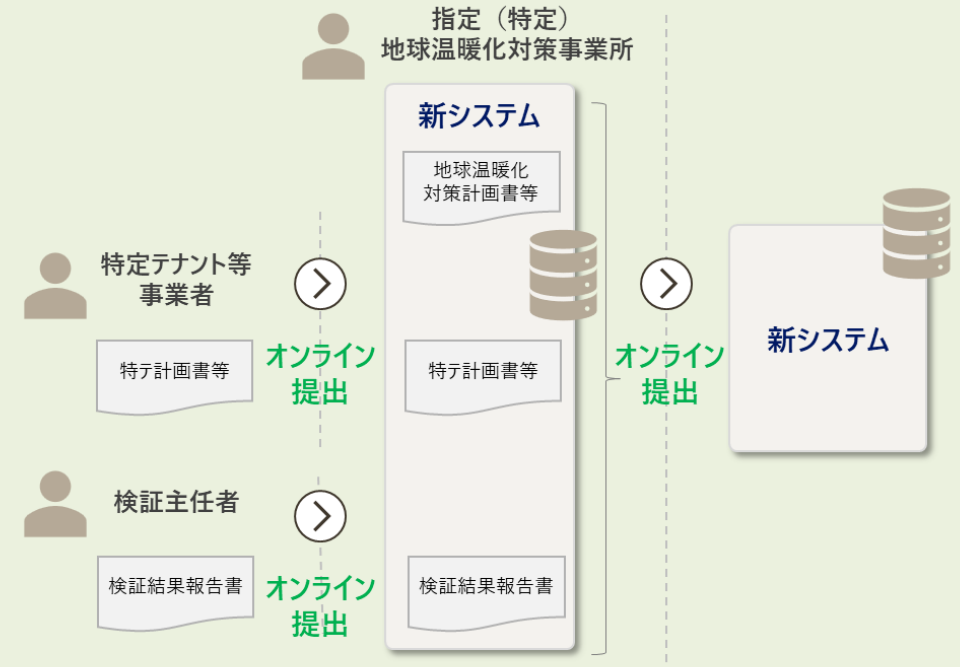
事業所が取りまとめて提出。



新オンライン提出方法

オンライン提出が可能に。

※システムにアップロードされた申請書を指定事業所が確認し、都に提出

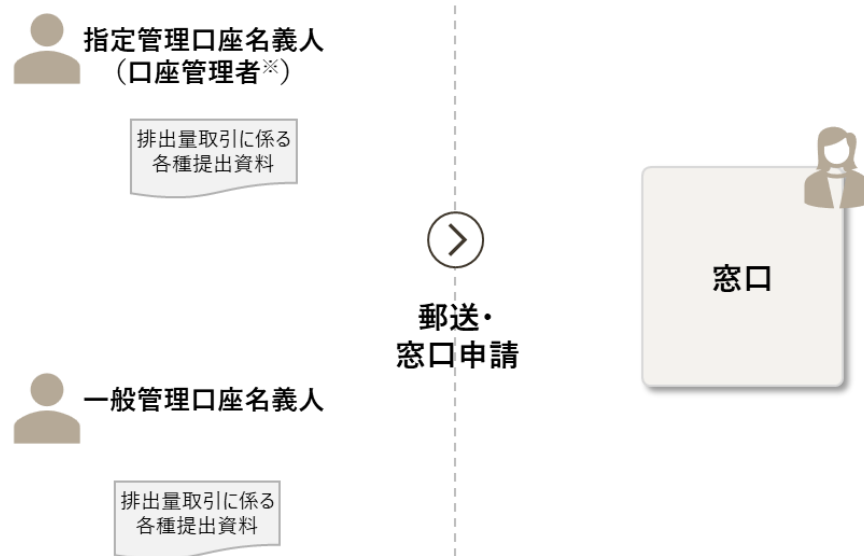


5-1. オンライン提出可能な事業者の拡大

- 2025年10月以降、排出量取引に関する書類についてもオンライン提出可能となる。
- 指定管理口座名義人や一般管理口座名義人がオンライン提出可能

旧提出方法

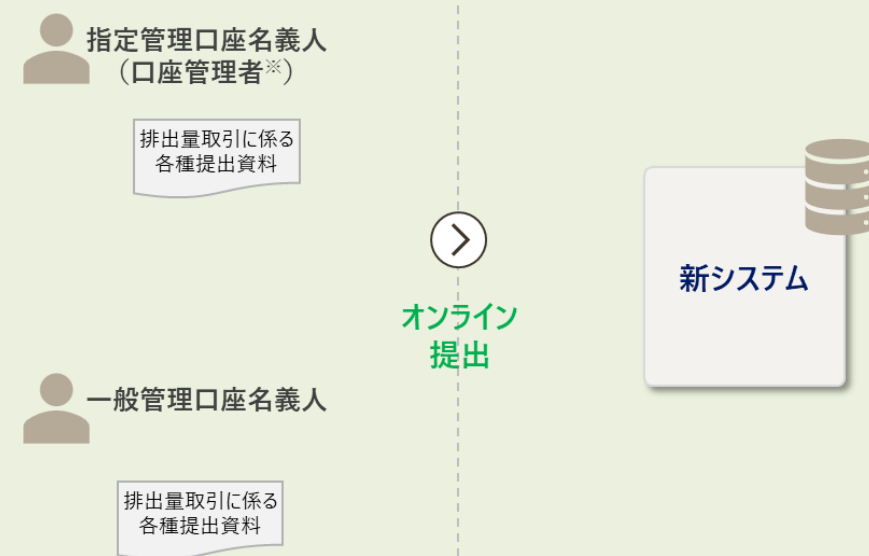
郵送・窓口申請で提出。



※ 口座管理者
指定管理口座ごとに、口座の開設申請、振替可能削減量等の管理及び口座名義人に係る変更の届出を行う口座管理者を1名に限り登録することが可能。口座管理者を登録することで、指定管理口座に関する申請等を口座管理者が代表して行うことができる。
以降のスライドでは口座管理者は指定管理口座名義人と同義とし、記載を省略する。

新提出方法

オンライン提出が可能に。



5-2. オンライン提出可能な様式の拡大

- オンライン提出対象可能な様式を拡大
- 都が発行するシステムログイン用IDによって、オンライン提出可能な様式を設定

旧オンライン提出

オンライン提出可能な様式が限定。

40様式程度

システムログイン用ID	様式名称
事業所連絡先担当者	地球温暖化対策計画書 Etc...
指定管理口座名義人 一般管理口座名義人 特定テナント等事業者 検証主任者	－（オンライン提出可能な様式なし）

新オンライン提出

オンライン提出可能な様式が拡大。

90様式程度

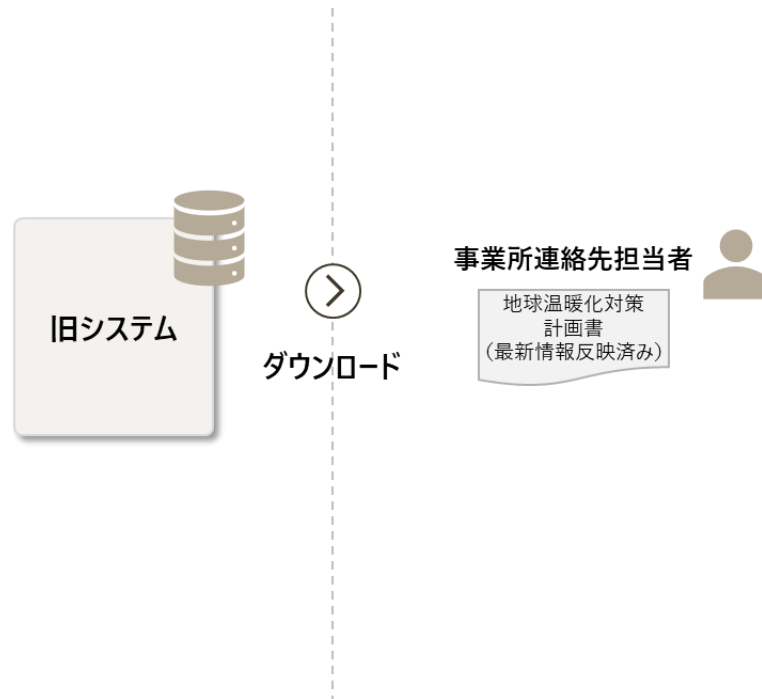
システムログイン用ID	様式名称
事業所連絡先担当者	第三計画期間と同様
指定管理口座名義人 （口座管理者）	振替可能削減量等発行等申請書
一般管理口座名義人	振替可能削減量振替申請書
一般管理口座名義人	一般管理口座等に係る関連付け申請書
特定テナント等事業者	特定テナント等地球温暖化対策計画書
検証主任者	計画書に添付する検証結果一式
	トップレベル申請に添付する検証結果一式
	その他ガス削減量に関する申請書類に添付する検証結果一式

5-3. 最新情報を反映したダウンロード可能な様式の拡大

- 書類作成の負担軽減のため、地球温暖化対策計画書以外にも、最新情報を反映したダウンロード可能な様式を拡大

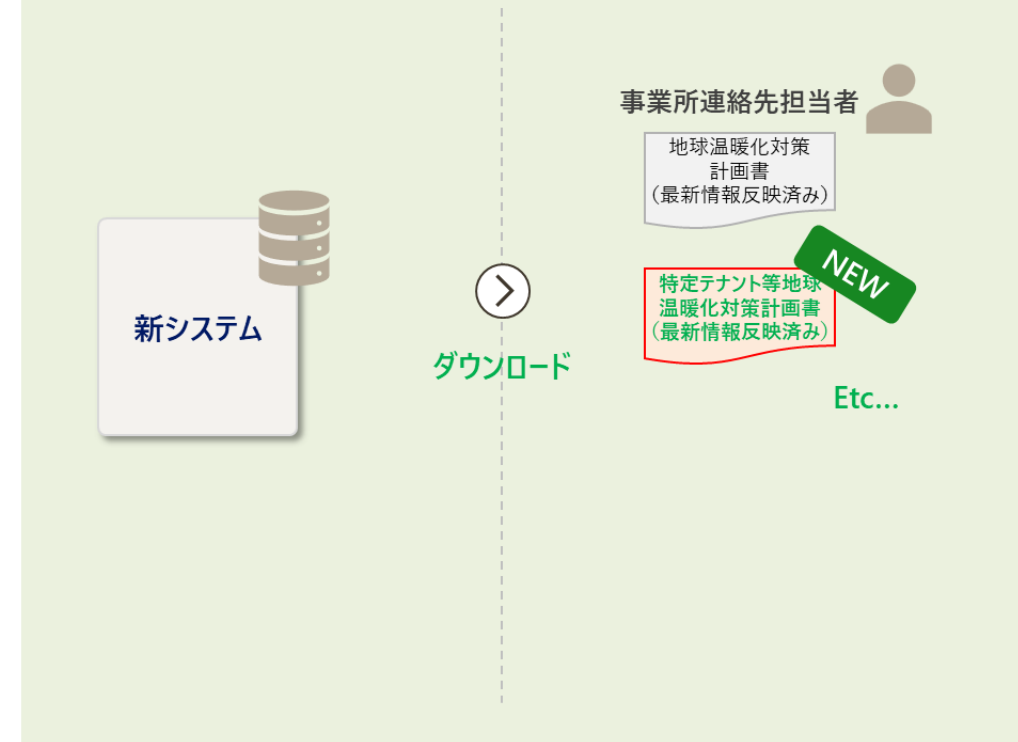
旧ダウンロード方法

地球温暖化対策計画書のみ最新情報を反映した様式をダウンロード可能。



新ダウンロード方法

特テ計画書等もダウンロード可能に。
(2026年度から)



5-4. ID・パスワードの発行方法

- ID・パスワードの新規発行・再発行をオンライン申請可能とする
- 第三計画期間に付与されたID・パスワードは第四計画期間のシステムでもそのまま使用可能



6. 御質問等をお寄せいただく場合の方法等

(1) 御質問等をお寄せいただく場合の方法等

- 説明会の御質問等については、「総量削減義務と排出量取引制度」相談窓口で受け付けておりますので、以下に示す方法にて相談窓口にご連絡ください。

【窓口相談の方法】

- 御質問等をお寄せいただく際には、「共通の書式（質問シート）」を御活用いただき、「メールでの提出」に御協力をお願い申し上げます。

（「総量削減義務と排出量取引システム」上のメッセージ交換機能での送信も可能です。）

「共通の書式（質問シート）」は、こちらのURLからダウンロードしてください。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/faq/question_download/

- 皆様からいただいた御質問に対する回答は、対象事業所の全ての皆様と広く共有させていただきたいと考えております。このため、一般的な御質問等への回答内容は、東京都環境局ホームページ等で、主な質問への回答（FAQ）として掲載させていただく場合がありますので、御理解、御協力をお願い申し上げます。

【送付先】 東京都環境局気候変動対策部総量削減課
「総量削減義務と排出量取引制度」相談窓口

Eメール：ondanka31@kankyo.metro.tokyo.jp（制度全般に関する御質問）
torihiki@kankyo.metro.tokyo.jp（排出量取引に関する御質問）

(2) アンケート記入のお願い

《1. 説明会終了後のアンケート記入のお願い》

- 今後の説明会の運営等に参考にさせていただくため、アンケートの記入をお願いいたします。
- 回答は基本的にプルダウンで選択いただき、5分程度で回答いただける内容となっております。

【来場いただいた事業者の方】

- ✓ 配布していますアンケート用紙からアンケートフォームにアクセスいただき御回答をお願いします。
- ✓ アンケートフォームにアクセスできない方は、アンケート用紙に御記入いただき、会場外のアンケート箱に投函してください。

【WEB聴講の事業者の方】

- ✓ 説明会終了後、右図の画面が表示されます。
- ✓ 「続行」をクリックいただき、アンケートの御回答をお願いします。



《2. 今後の制度に関するご案内》

- 令和7（2025）年度の地球温暖化対策計画書の提出期限は11月末日ですので、遅滞なく御提出をお願いします。
- 第四計画期間のガイドラインと様式（一部）を都のHP（以下、URL）にて公表していますので御活用ください。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/rules/4ki_guidelines/